

東海村公共施設等総合管理計画

—持続可能で良質な資産経営のために—

平成 29 年 3 月

東海村



東海村公共施設等総合管理計画

目 次

第1章	はじめに	1
1	背景と目的	1
2	計画の位置づけ	2
3	対象範囲	3
4	計画期間	3
第2章	東海村の現状と課題認識	4
1	人口の推移	4
(1)	総人口の推移	4
(2)	年齢別人口の将来見通し	5
2	財政の状況	6
(1)	歳入・歳出の状況	6
(2)	投資的経費の推移	7
(3)	将来の投資的経費の見通し	10
3	公共施設等の総量把握	11
(1)	公共施設等の総量一覧	11
(2)	公共建築物の総量把握	11
(3)	インフラ施設の総量把握	15
4	公共施設等の更新費用の将来見通し	19
(1)	将来の更新費用の推計方法	19
(2)	公共建築物の更新費用の見通し	21
(3)	公共施設等全体の更新費用の見通し	22
(4)	公共施設等を長寿命化した場合の平準化の見通し	23
(5)	更新時期の平準化	25
5	公共施設等の課題認識	26
第3章	公共施設等の管理に関する基本的な方針	27
1	公共施設等の総合的かつ計画的な管理の基本的な方針	27
2	数値目標の設定	28
(1)	公共建築物の使用期間	28
(2)	公共建築物の延床面積	30

(3) インフラ施設の使用期間	31
第4章 施設類型別の管理に関する取組み方針	32
1 公共建築物の管理に関する取組み方針	32
(1) 公共建築物共通	32
(2) 政策的な判断が必要な公共建築物	34
2 インフラ施設の管理に関する取組み方針	37
(1) インフラ施設共通	37
(2) 道路, 橋梁	37
(3) 上水道管路, 下水道管路, 水路	38
(4) 公園	38
第5章 公共施設等総合管理計画を推進するために	39
1 ファシリティマネジメントの推進	39
(1) 公有財産の有効活用	39
(2) 広域連携の推進	39
(3) 官民連携の推進	39
(4) 受益者負担の適正化	40
2 推進体制と情報公開	41
(1) メンテナンスサイクルの構築	41
(2) 推進会議の設置	41
(3) 計画の見直し	41
(4) 情報公開	41
3 公共施設等総合管理計画推進のための取組み	42
4 公共施設等総合管理計画の対象となる公共建築物一覧	43

第1章 はじめに

1 背景と目的

平成24年12月2日に発生した中央自動車道・笹子トンネル天井板落下事故を発端として、公共施設等の管理のあり方が問われる中、国は「インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日/インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議)」を策定し、地方公共団体に対する「公共施設等総合管理計画の策定要請」と「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が示されました(平成26年4月22日/総務省)。このことを受け、本村では「東海村公共施設等総合管理計画」を策定する方針に至りました。

本村は、県都水戸市から北東へ約15kmの距離にあり、日立市、ひたちなか市、那珂市に接して形成される村域は、東西に7.9km、南北に7.9kmとほぼ円形に近く、その総面積は38.00平方kmです。コンパクトな村域には30の行政区があり、村内全域に多くの公共施設等(公共建築物124施設、道路463,278m、上水道319,250m、下水道263,277m、公園80箇所)が整備されています。

東海村人口ビジョン(平成27年10月)の推計値によると、本村の総人口(平成28年4月1日現在の常住人口:37,698人)は、約30年後の平成57年において1.4%減少し、生産年齢人口(15歳から64歳までの人口)は10.9%減少するとされています。又、平成57年における15歳未満人口の割合は、現在の16.3%から13.3%に減少し、高齢者人口の割合は、現在の23.3%から32.2%になると推計されています。これに伴い、義務的経費(扶助費)の増加が見込まれています。

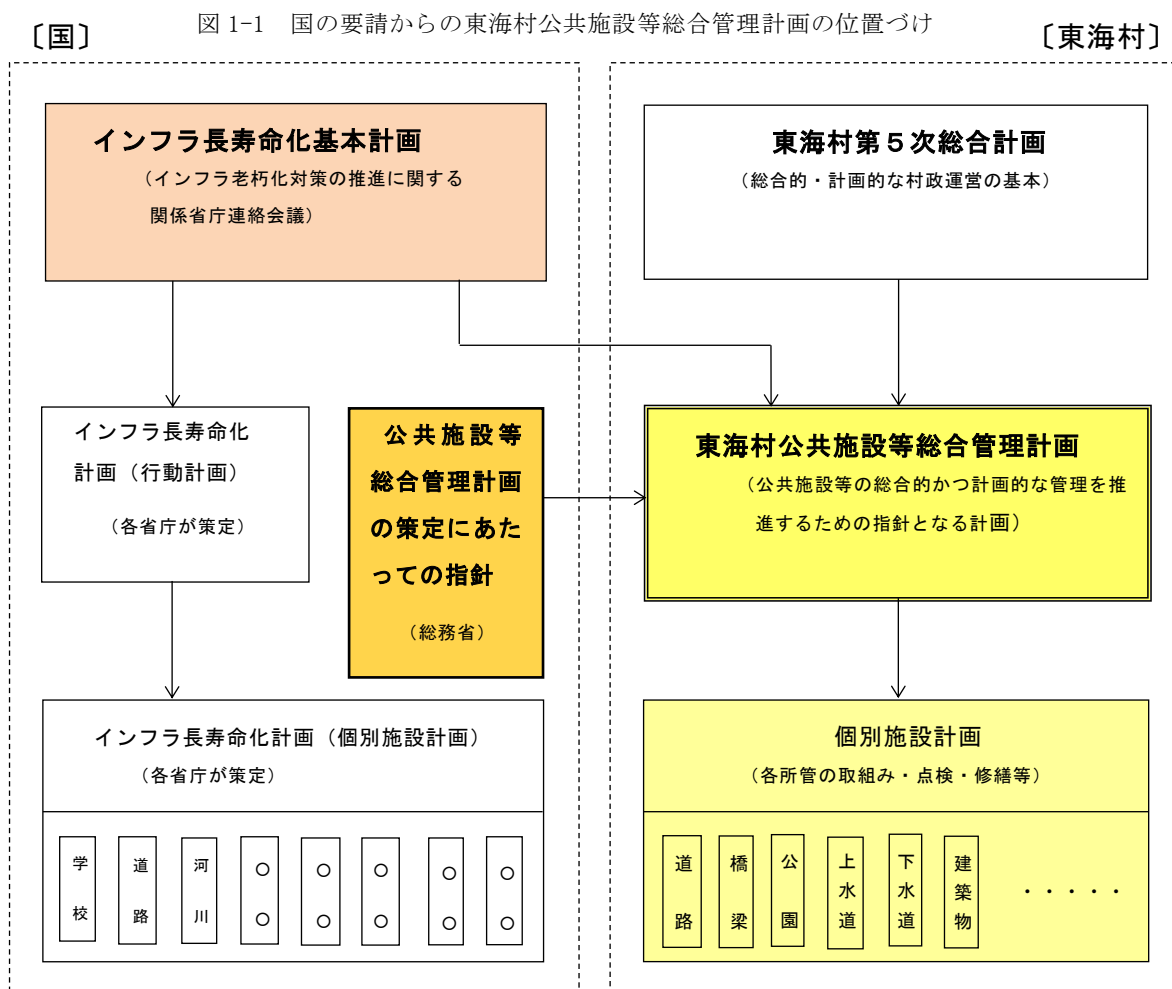
義務的経費(扶助費)の増加等に伴い、厳しい財政状況が見込まれる中、公共施設等の更新費用に係る財源(公共施設等の将来の更新費用)を確保するためには、過去の投資的経費から充当可能な投資的経費を推計するとともに、長期的な将来更新費用の見通しを立てて、公共施設等の長寿命化や平準化にも取り組む必要があります。本計画においては、これらの条件から、将来的な投資的経費の参考値として年間24.9億円を試算しています。

村が管理する公共施設等の課題を解決し、公共施設等の計画的な改修や更新を可能とするため、「東海村公共施設等総合管理計画」を策定します。本計画においては、「予防保全型の維持管理と長寿命化」、「更新コストの縮減・平準化」、「公有財産の有効利用、広域連携・官民連携の推進」の3つを基本的な方針として掲げることにより、持続可能で安心・安全な公共施設等を目指します。

2 計画の位置づけ

平成 25 年 11 月 29 日に内閣府で開催された「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において、「インフラ長寿命化基本計画」がとりまとめられました。また、平成 26 年 4 月 22 日には、総務省から地方自治体に対し、「公共施設等総合管理計画の策定要請」と「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が示されました。

これらの策定要請等を受け、村では、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の基本方針を方向づけるため、「東海村公共施設等総合管理計画」を策定します（図 1-1）。本計画は、総合的・計画的な村政運営の基本である「東海村第 5 次総合計画」をはじめ、各所管の関連計画との整合を図り、横断的な行動計画として位置づけます。



3 対象範囲

本計画では、次の公共施設等を対象とします。

【対象とする公共施設等】（注1）

- (1) インフラ：道路，橋梁，上水道管路，下水道管路，公園，水路
- (2) 公共建築物：市民文化系施設，社会教育系施設，スポーツ・レクリエーション系施設，学校教育系施設，子育て支援施設，保健・福祉施設，医療施設，行政系施設，産業系施設，供給処理施設，上水道施設

（注1）ただし，国土交通省インフラ長寿命化の行動計画（平成26年5月）を参考に，次の施設を除く。

- 1) 自然災害や事故等の短期の外的要因に左右される施設（経年劣化によらない施設，法面斜面・急傾斜地崩壊防止施設）
- 2) 予防保全の効果が見込めない精密機械・消耗部材（機側操作盤，無線通信機器）
- 3) 財政にほとんど影響しない小規模の施設等，本計画の趣旨に合わない施設

4 計画期間

総務省の指針では，将来人口を30年程度見通して公共施設等総合管理計画を策定することが望ましいとされています。また，一般に公共建築物の耐用年数は60年程で，インフラ施設の法定耐用年数は40～60年とされており，これらを考慮すると，本村における公共施設等の大規模改修費用と更新費用は，およそ30年後の平成50年度以降に集中し続ける見込みとなります。

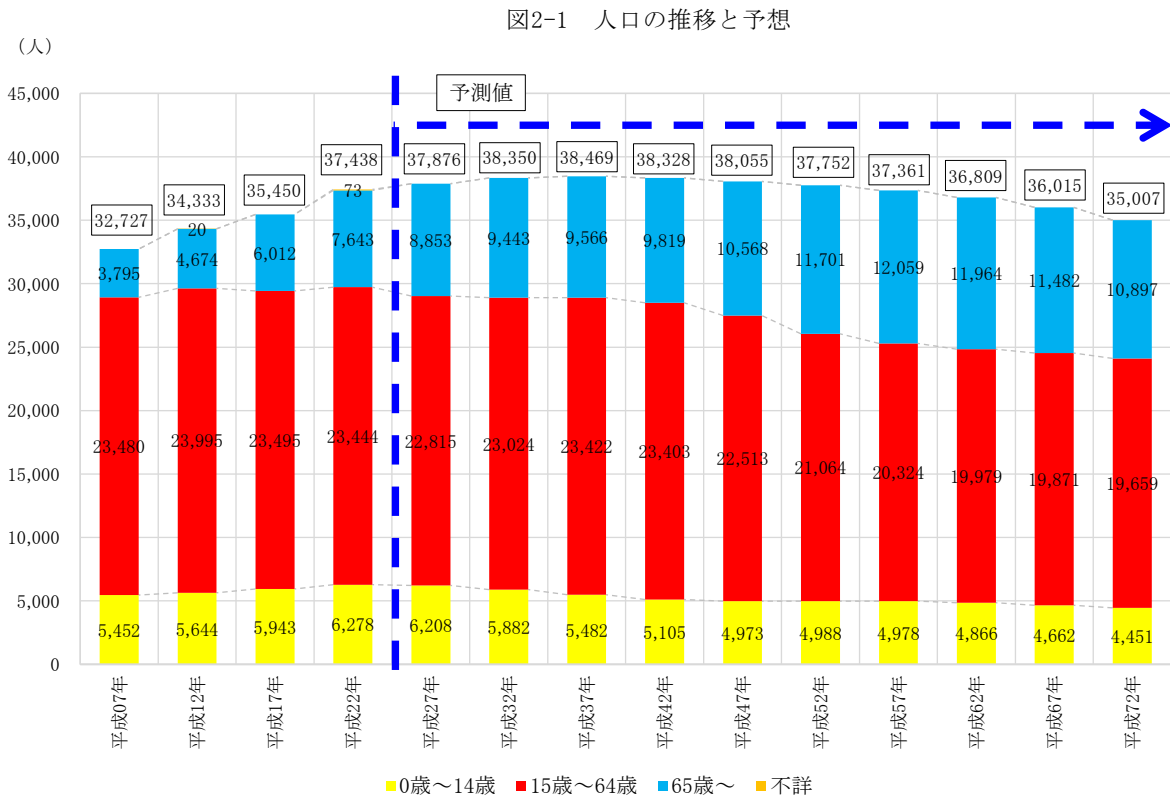
総務省の指針と整合した長期的な視野を持ちながら，投資的経費の財政負担が大きくなる平成50年度以降の大規模な更新時期に備えるため，本計画の期間は平成29年度から平成58年度までの30年間とします。

第2章 東海村の現状と課題認識

1 人口の推移

(1) 総人口の推移

本村の人口は、平成12年は34,333人、平成17年に35,450人、平成22年は37,438人であり、平成27年は37,876人となっております（図2-1）。東海村人口ビジョン推計によると、今後も総人口の減少は続く見込みで、平成57年には、37,361人と予測され、平成27年現在と比較すると1.4%減少する見通しです。

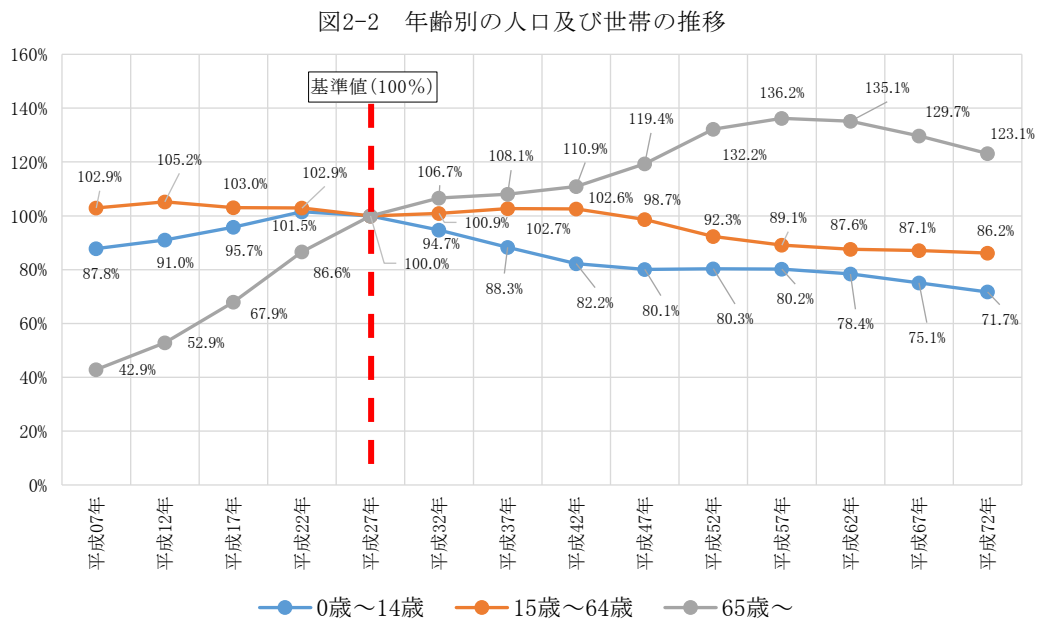


※平成7年から平成22年までの人口は、年齢（5歳階級）別人口の推移（国勢調査）

※平成27年からは東海村人口ビジョンの村独自推計（社人研推計準拠）

(2) 年齢別人口の将来見通し

東海村人口ビジョンの推計値（平成27年10月）によると、本村の人口は、今後30年先の平成57年には37,361人に減少し、年齢構成の割合が変化する見通しです（図2-2）。30年先の年齢別人口を見てみると、平成27年を基準値（100%）とした場合において、高齢者人口（65歳～）が36.2%増加する見込みであり、生産年齢人口（15歳～64歳）は10.9%減少し、15歳未満人口（0歳～14歳）は19.8%減少する見込みです。



2 財政の状況

(1) 歳入・歳出の状況

歳入の根幹をなす村税は、平成17年度から平成25年度まで徐々に減少している傾向にあります。平成26年度における歳入は220.9億円で、そのうち、村税は129.4億円となっています。

一方、歳出は、平成17年度から平成19年度は横ばいで推移し、平成20年度以後増加基調が続いています(図2-4)。平成26年度における歳出は212.0億円で、このうち、社会保障制度の一環として住民福祉を支えるための扶助費は、年々増加する傾向にあります。また、インフラ、建築物の更新や維持、用地取得等に支出される投資的経費は、61.6億円となっています。

図2-3 歳入の推移

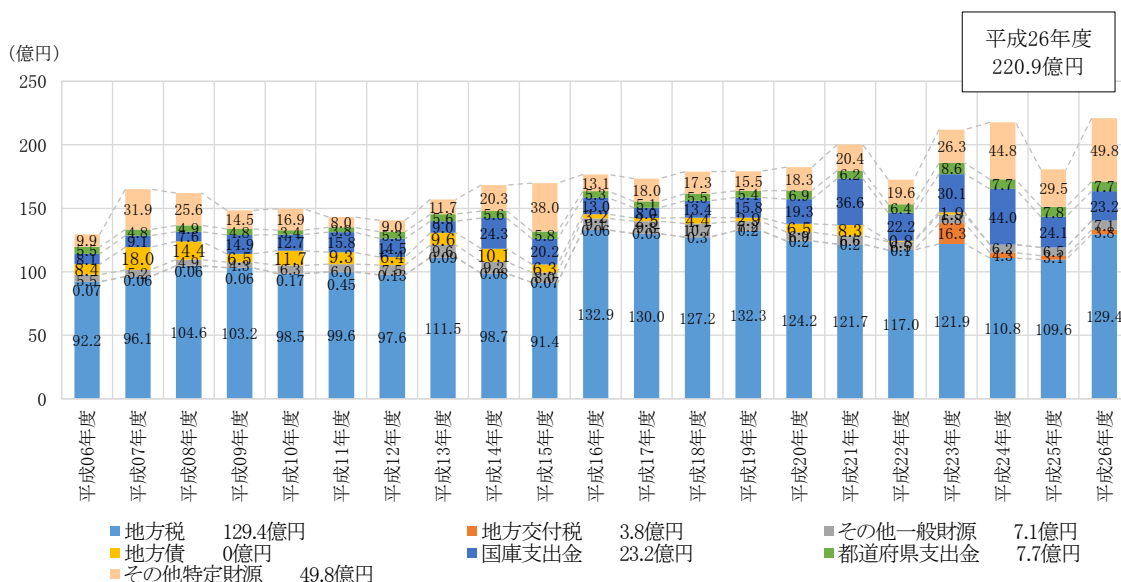
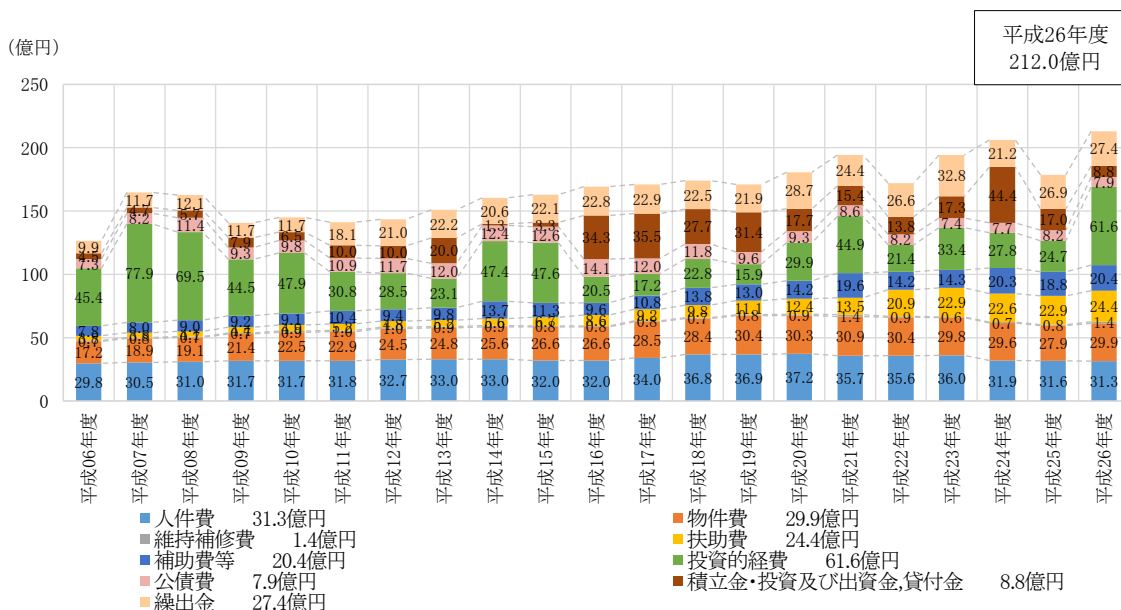


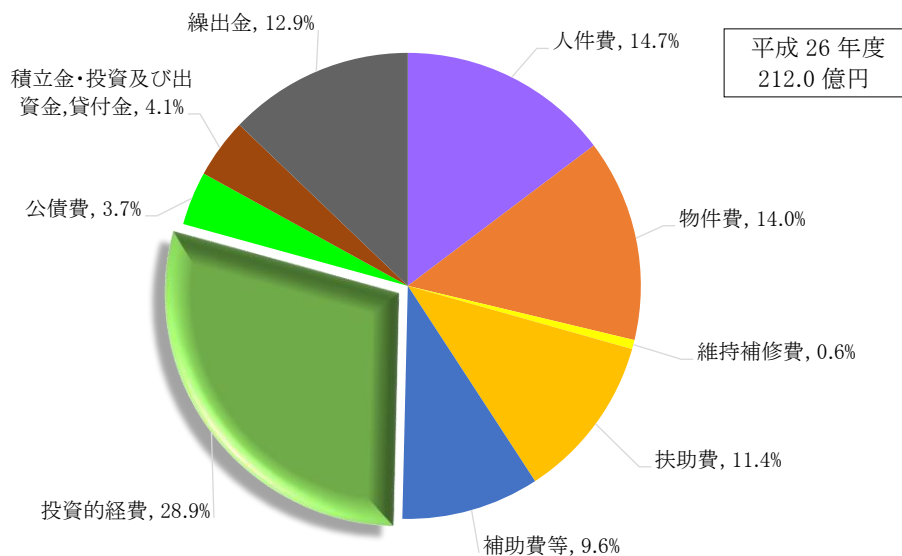
図2-4 歳出の推移



(2) 投資的経費の推移

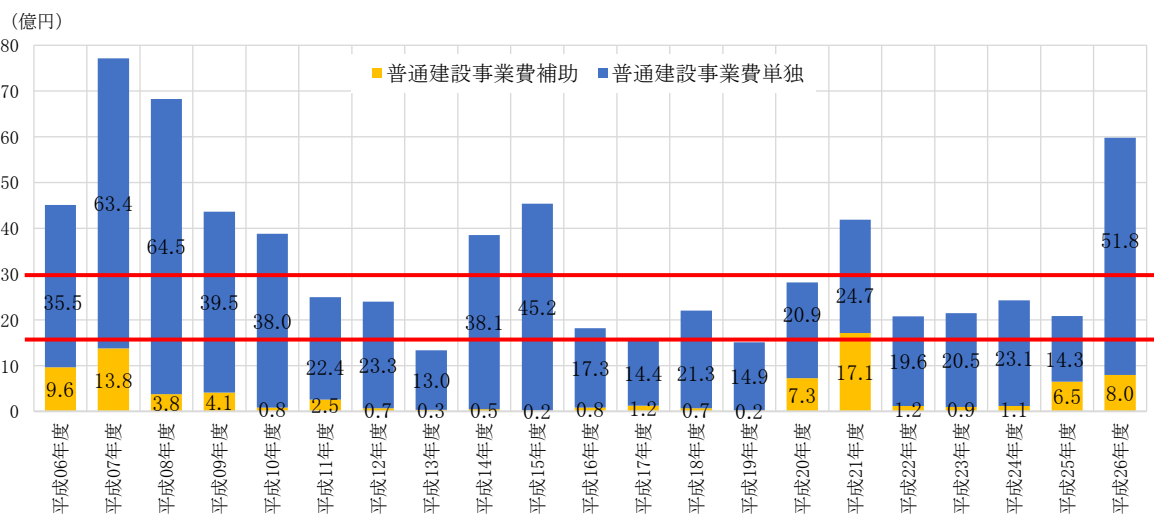
普通会計の平成26年度における歳出の内訳は、多い順に、投資的経費 28.9%、人件費 14.7%、物件費 14.0%、繰出金 12.9%となっています（図2-5）。

図2-5 普通会計歳出決算額の性質別内訳（平成26年度）



過去20年間の災害復旧費を除いた投資的経費の実績値は、極端な年度を除いて概ね15～30億円で推移しています（図2-6）。平均値は36.3億円となっており、単独分の平均値は29.8億円となっています（表2-1）。

図2-6 投資的経費の推移



※災害復旧事業費を除いて普通会計決算額より作成

表 2-1 過去 20 年間の普通会計決算額における投資的経費の推移

(単位:億円)

	投資的経費	うち人件費	普通建設事業費	うち補助	うち単独	災害復旧事業費
平成06年度	45.4	2.5	45.4	9.6	35.5	0.0
平成07年度	77.9	2.8	77.9	13.8	63.4	0.0
平成08年度	69.5	2.8	69.5	3.8	64.5	0.0
平成09年度	44.5	3.4	44.5	4.1	39.5	0.0
平成10年度	47.9	2.9	47.9	0.8	38.0	0.0
平成11年度	30.8	2.2	30.8	2.5	22.4	0.0
平成12年度	28.5	1.4	28.3	0.7	23.3	0.2
平成13年度	23.1	0.9	23.1	0.3	13.0	0.0
平成14年度	47.4	0.7	47.4	0.5	38.1	0.0
平成15年度	47.6	0.7	47.6	0.2	45.2	0.0
平成16年度	20.5	0.7	20.5	0.8	17.3	0.0
平成17年度	17.2	0.7	17.2	1.2	14.4	0.0
平成18年度	22.8	0.7	22.8	0.7	21.3	0.0
平成19年度	15.9	0.7	15.9	0.2	14.9	0.0
平成20年度	29.9	0.8	29.9	7.3	20.9	0.0
平成21年度	44.9	0.6	44.9	17.1	24.7	0.0
平成22年度	21.4	0.7	20.8	1.2	19.6	0.6
平成23年度	33.4	1.3	21.6	0.9	20.5	11.8
平成24年度	27.8	0.8	24.4	1.1	23.1	3.4
平成25年度	24.7	0.7	20.9	6.5	14.3	3.8
平成26年度	61.6	1.0	60.2	8.0	51.8	1.4
平均値	37.3	1.4	36.3	3.9	29.8	1.0

将来の更新費用に大きな影響がある上下水道を扱う水道企業会計，下水道特別会計の投資的経費（建設工事分）の過去20年間の災害復旧費を除いた実績値は，概ね8～12億円で推移しており，平均値は10.5億円となっています（表2-2）。

表 2-2 過去20年間の水道企業会計，下水道特別会計決算額における建設工事費の推移

(単位:億円)

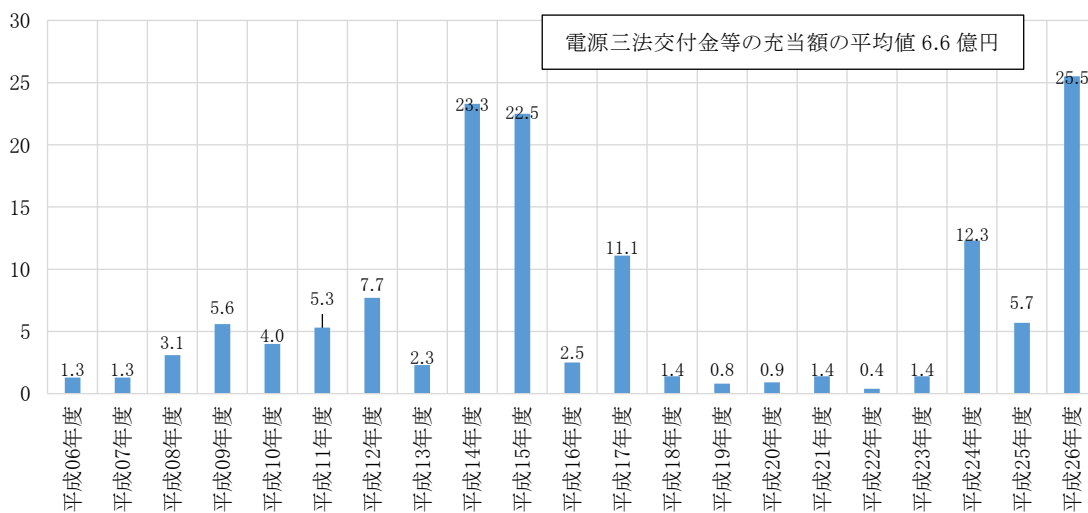
年度	上水道工事費	下水道工事費 (災害復旧除く)	上下水道の年度合計
平成06年度	2.9	16.4	19.2
平成07年度	3.4	18.2	21.6
平成08年度	2.4	16.2	18.6
平成09年度	3.3	12.1	15.4
平成10年度	3.0	9.9	12.9
平成11年度	6.7	10.0	16.7
平成12年度	1.8	8.3	10.1
平成13年度	1.7	6.8	8.4
平成14年度	1.8	7.0	8.8
平成15年度	1.7	6.2	8.0
平成16年度	1.2	5.3	6.5
平成17年度	1.2	5.9	7.1
平成18年度	1.2	6.1	7.3
平成19年度	1.2	6.2	7.4
平成20年度	4.6	3.5	8.1
平成21年度	1.6	5.6	7.2
平成22年度	1.7	4.0	5.7
平成23年度	1.8	0.9	2.8
平成24年度	7.4	2.4	9.8
平成25年度	9.3	3.0	12.3
平成26年度	4.2	3.1	7.3
平均値	3.1	7.5	10.5

以上の数値から、これまで1年度に支出している投資的経費の平均値は、普通会計の投資的経費の単独分の平均値29.8億円と水道企業会計、下水道特別会計の投資的経費（建設工事分）の平均値10.5億円の合計額40.3億円と見ることができます。

しかし、この40.3億円の中には電源三法交付金等の充当額が含まれており、今後、交付金制度の変更等があった場合を考慮すると、自主財源による投資的経費の金額を把握する必要があります。

そのため、40.3億円から交付金充当額の平均値6.6億円（図2-7）を差し引いた33.7億円が自主財源による投資的経費の平均値となります。

図2-7 電源三法交付金等の充当額の推移



(3) 将来の投資的経費の見通し

過去 20 年間の投資的経費の推移から、自主財源による投資的経費は年間平均で 33.7 億円を支出しています。しかし、この投資的経費の金額を将来にわたって支出できるかは懸念があります。東海村中期財政見通し（平成 27 年度～平成 31 年度）によると、村税収入は平成 31 年度に向けて毎年 2.5% ずつ減少する見通しとなっており、投資的経費については、平成 30 年度、平成 31 年度ともに 21 億円の見通しになっているためです（表 2-3）。

将来的な投資的経費の参考とするため、財政見通しの平成 31 年度の投資的経費 21 億円を将来の普通会計分の投資的経費と想定して試算し直すと、年間 24.9 億円となります（図 2-8）。

表 2-3 「東海村中期財政見通し（平成 27 年度～平成 31 年度）」における村税、投資的経費の推計歳入の推計（抜粋）

(単位：百万円，%)

区分	H27年度		H28年度		H29年度		H30年度		H31年度	
	収入額	増減率	収入額	増減率	収入額	増減率	収入額	増減率	収入額	増減率
村税	12,364	-	12,043	-2.6	11,736	-2.5	11,437	-2.5	11,147	-2.5

歳出の推計（抜粋）

(単位：百万円，%)

区分	H27年度		H28年度		H29年度		H30年度		H31年度	
	支出額	増減率	支出額	増減率	支出額	増減率	支出額	増減率	支出額	増減率
投資的経費	3,434	-	2,283	-33.5	2,099	-8.1	2,100	0.0	2,100	-

図 2-8 将来的な投資的経費の参考値の試算方法

普通会計，水道事業会計，下水道特別会計の投資的経費から電源三法交付金等の充当額を差し引いて算出

A：普通会計分の投資的経費 21 億円

東海村中期財政見通しの歳出の推計の平成 31 年度の投資的経費

B：水道企業会計，下水道特別会計分の投資的経費 10.5 億円

平成 6 年度から平成 26 年度の 1 年度平均値

C：電源三法交付金等の充当額 6.6 億円

平成 6 年度から平成 26 年度の 1 年度平均値

A + B - C = 将来的な投資的経費の参考値 年間 24.9 億円

※この試算はあくまでも現時点での財政状況に基づいたものであり、今後税制改正や財政状況の変化が生じた場合は、その状況を踏まえて時点修正を行っていきます。

3 公共施設等の総量把握

(1) 公共施設等の総量一覧

本村が所有・管理する公共施設等の総量を一覧表に示します（表 2-4）。

表 2-4 対象施設の総量一覧表

施設名	数量	単位	備考
公共建築物	124	施設	325 棟 延床面積:147,424.95m ²
道路	463,278	m	一般村道(都市計画道路):53 路線 実延長:34,127m 一般村道 路線:1,331 路線 実延長:333,787m 自転車道・歩行者道 路線:29 路線 実延長:1,212m その他の道 路線:899 路線 実延長:94,152m
橋梁	64	橋	1 級村道:9 橋 2 級村道:6 橋 その他村道:49 橋
上水道	319,250	m	導水管:656m 配水管:318,594.125m
下水道	263,277	m	下水道管路 263,277m
公園	80	箇所	敷地面積:376,753 m ² 住区基幹公園:13 施設 都市基幹公園:1 施設 緩衝緑地等:7 施設 遊び場:34 箇所 その他の広場等:25 施設
水路	98,134	m	側溝 94,433m, 暗渠 3,701m
雨水水路	34,126.5	m	都市下水路:24,235.72m その他の雨水水路:9,890.78m

※公共建築物は平成 28 年 4 月 1 日現在、インフラ施設は平成 27 年 4 月 1 日現在で集計

(2) 公共建築物の総量把握

① 公共建築物の種類内訳

本村の公共建築物の数は、平成28年4月1日現在で124施設となっており、棟別では325棟、延床面積の合計は147,424m²となります。主な内訳は、学校教育系施設が43.6%、市民文化系施設が10.8%、行政系施設が10.1%、保健・福祉施設が6.4%となっています（図2-9）。

図 2-9 公共建築物の延床面積の内訳（総務省の大分類, 平成 26 年度）

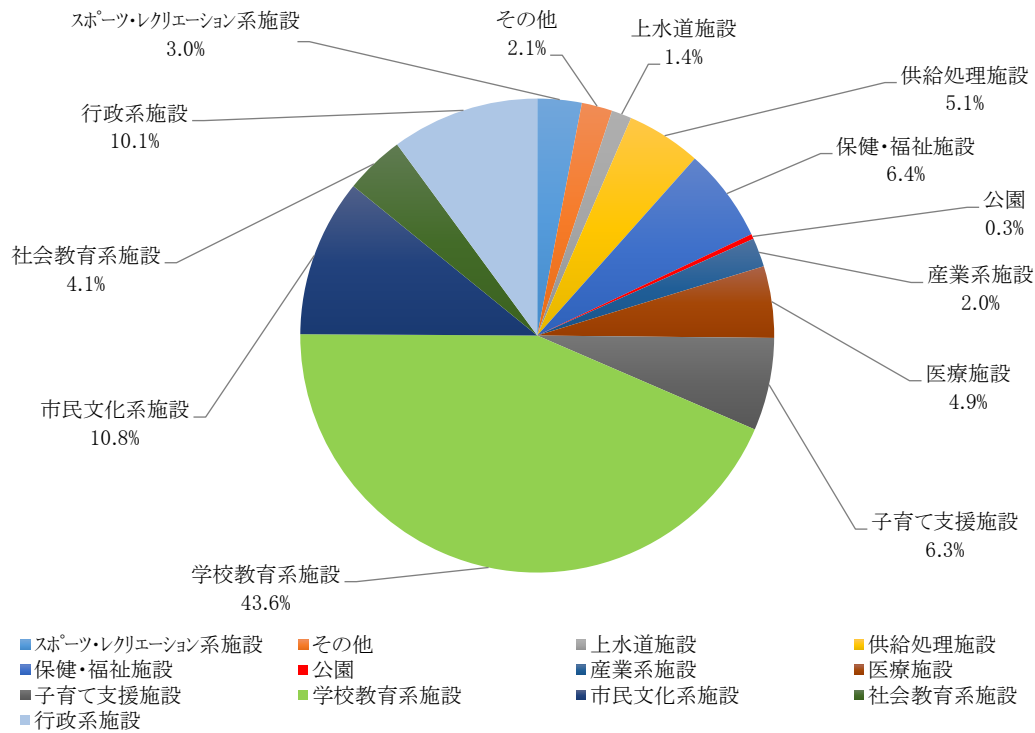


表2-5 公共建築物の大分類と主な対象施設

公共建築物の大分類	主な対象施設
①市民文化系施設	コミュニティセンター，中央公民館， 姉妹都市交流会館
②社会教育系施設， スポーツ・レクリエーション系施設	文化センター，図書館，総合体育館，スイミングプラザ，テニスコート，駅コミュニティ施設
③学校教育系施設	小学校，中学校
④子育て支援施設	幼稚園，保育所，こども園，学童クラブ
⑤医療施設	村立東海病院
⑥保健・福祉施設	総合福祉センター，総合支援センター，村民活動センター
⑦行政系施設，産業系施設	役場庁舎，産業・情報プラザ，消防署
⑧供給処理施設	清掃センター，衛生センター
⑨上水道施設	浄水場

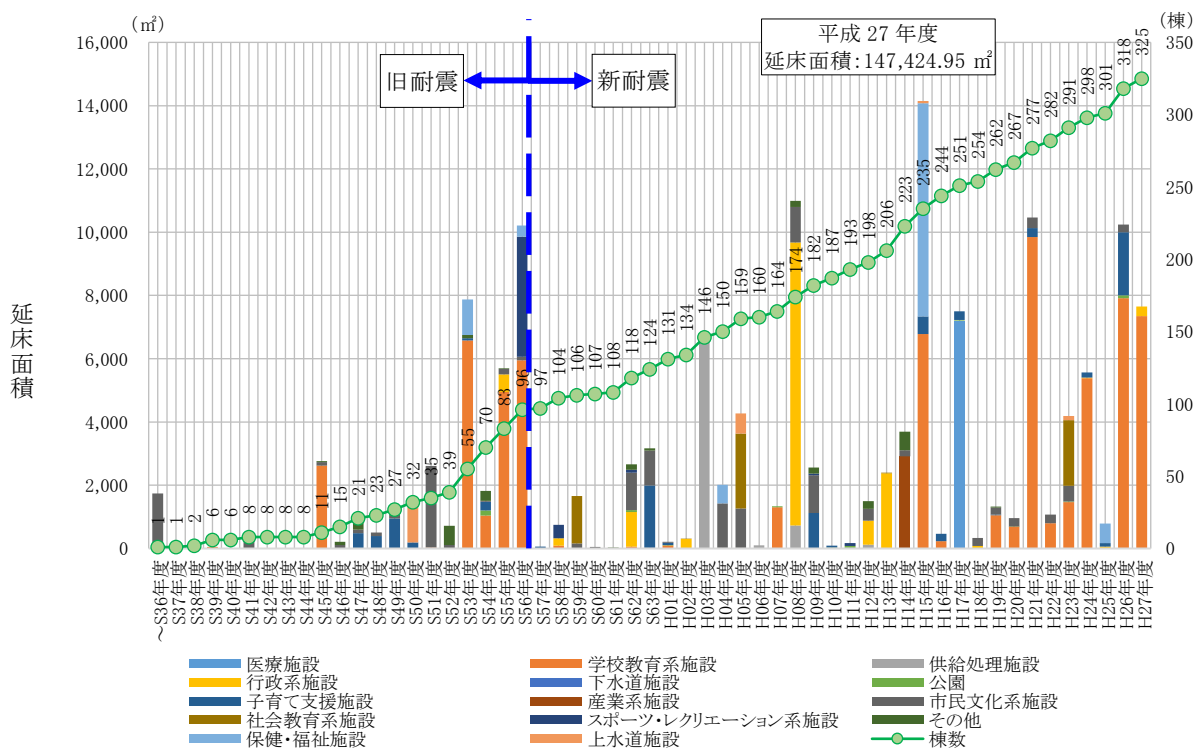
② 公共建築物の経緯と延床面積

公共建築物の建築年度の経緯をみると、建築のピーク時期は、昭和56年度、平成8年度、平成15年度、平成21年度、平成26年度に集中しています(図2-10)。

「建築物の耐久計画に関する考え方」(日本建築学会)によると、公共建築物の標準的な耐用年数は60年と言われており、建築後30年に大規模改修を行い、さらに、30年後(建築後60年)で建て替えると仮定することが一般的となっています。

このサイクルのもとで、更新の集中時期を考えると、昭和56年度に整備した公共建築物は、24年後の平成53年度に建て替え時期を迎え、平成8年度に整備したものは平成68年度に、平成15年度に整備したものは平成75年度に建て替え時期を迎えると想定することができます。

図 2-10 建築年度別の公共建築物の延床面積



本村の公共建築物の総量を人口一人当たりの延床面積を平成 27 年度末で算定すると、以下ようになります。

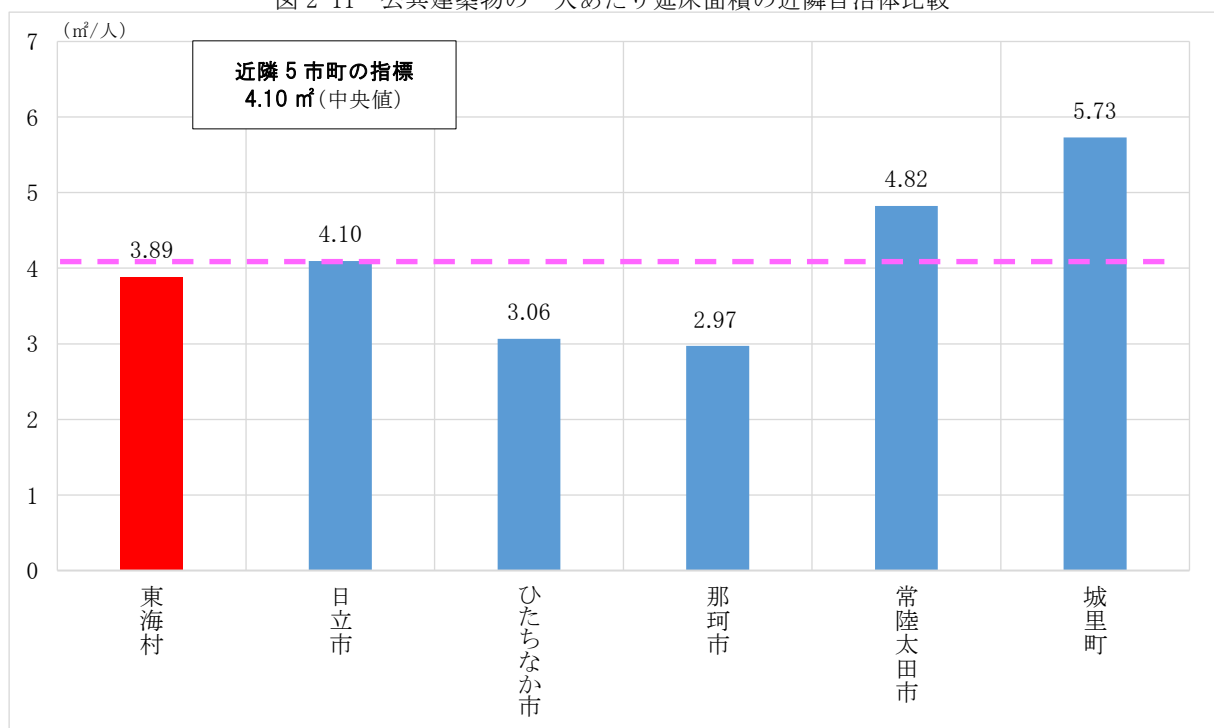
$$\text{人口一人あたり延床面積 (m}^2\text{/人)} = \text{公共建築物の延床面積} \div \text{人口}$$

東海村人口一人あたりの延床面積 3.89m²/人

※延床面積 147,424.95 m² (平成 27 年度末現在), 平成 27 年人口 37,876 人 (東海村人口ビジョン村独自推計値) で算出しました。

本村の人口一人あたりの延床面積を近隣自治体と比較した結果を示します (図 2-11)。

図 2-11 公共建築物の一人あたり延床面積の近隣自治体比較



※近隣自治体の数値は、「平成 26 年度公共施設状況調査」(総務省)及び住民基本台帳に基づく人口(平成 27 年 1 月 1 日現在)による

合併等の経緯から延床面積が極端に多い市町との比較を排除するため、中央値※の指標を用いると、近隣の日立市、ひたちなか市、那珂市を含む 5 自治体の指標は 4.10 m²/人となります (図 2-11)。

この中央値の指標に照らして比較すると、本村の公共建築物の総量は約 95% (= 3.89 ÷ 4.10) に相当し、近隣自治体の指標よりも 5%少ない水準となっています。

[※語句説明]

中央値：代表値の一つでデータを小さい順に並べ替えたとき、ちょうど中央に位置する値。極大・極小の両極端の値に影響を受けないので、一時的な異常値を除外する目的に適する。

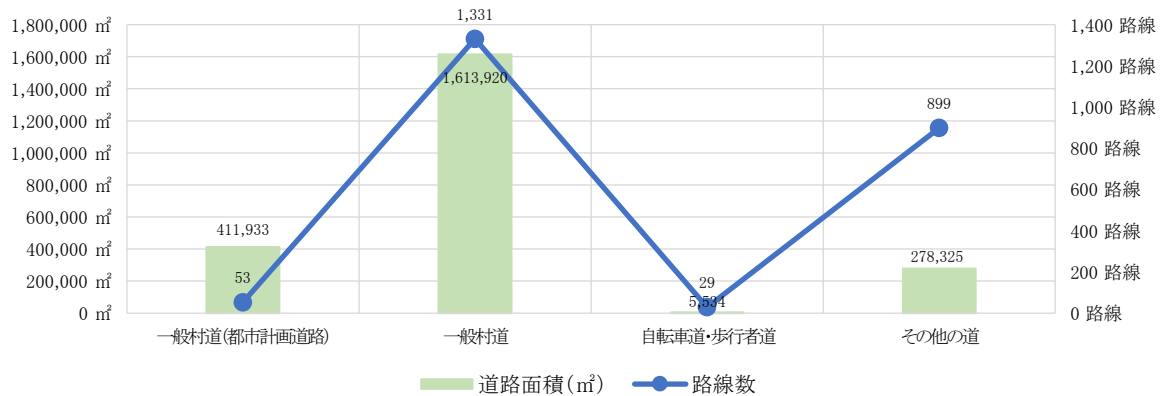
(3) インフラ施設の総量把握

本村が所管する主要なインフラ施設の現状は、道路の延長463,278m、橋梁64橋、上水道管路の延長319,250m、下水道管路の延長263,277m、公園80箇所、水路の延長98,134m、雨水水路の延長34,126.5mです。これらのインフラ施設は、整備された年度が集中していた場合、その経過年数が進行するにつれて、更新時期も集中するため、多大な投資的経費が必要となる見込みです。

① 道路

道路の整備状況は、平成27年4月1日現在で村道の総延長は463,278mです(図2-12)。

図2-12 道路施設の総量

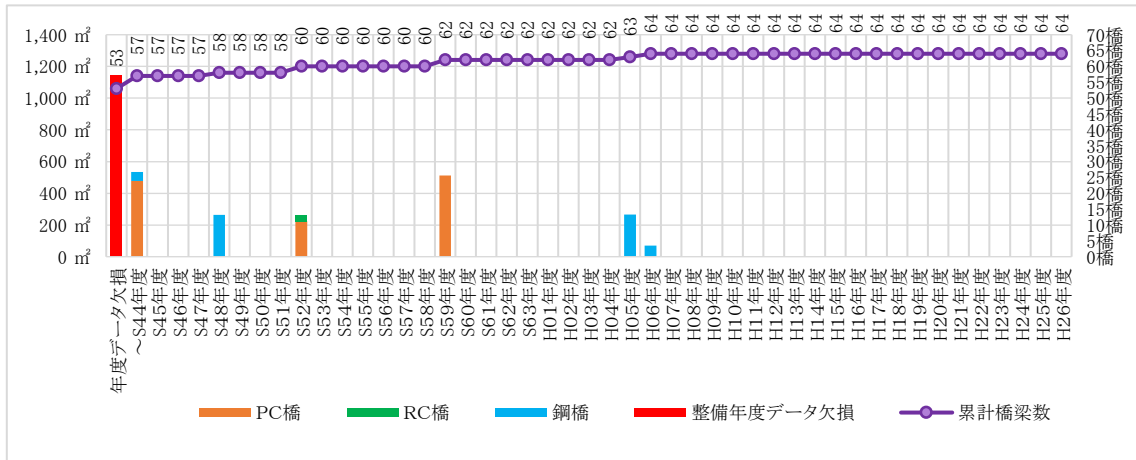


※:東海村の実績データより算出

② 橋梁

橋梁の整備状況は平成27年4月1日現在で64橋です。橋梁の標準的な耐用年数の設定においては、法定耐用年数の60年に更新(架け替え)するものと仮定すると、昭和44年度に整備した大規模な橋梁の更新が必要となる時期は平成41年度となります(図2-13)。

図 2-13 橋梁の構造別・年度別の整備量(面積・橋数)

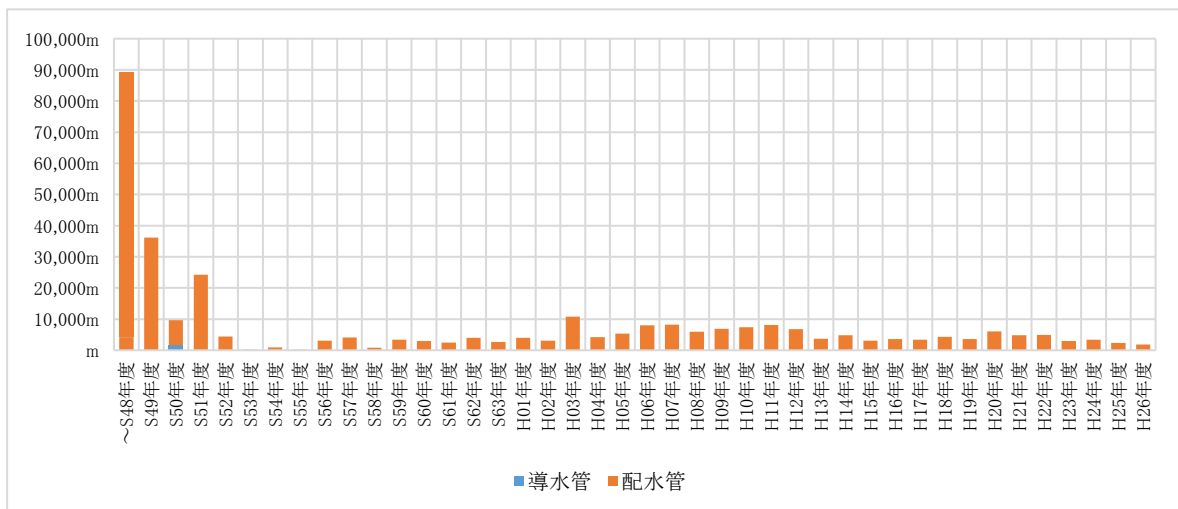


※平成 25 年 3 月に 15m 以上の橋梁と避難路上に架かる橋梁を対象に「東海村橋梁長寿命化修繕計画」策定

③ 上水道

上水道管の延長は、平成27年4月1日現在で319,250mとなっています。上水道における管路の法定耐用年数40年で更新するものと仮定すると、今後、上水道の更新のピーク時期は、平成29年度から平成33年度となります。上水道の整備は、昭和49年度に最大のピークがあり、その後の昭和51年度まで整備延長が増加しました(図2-14)。

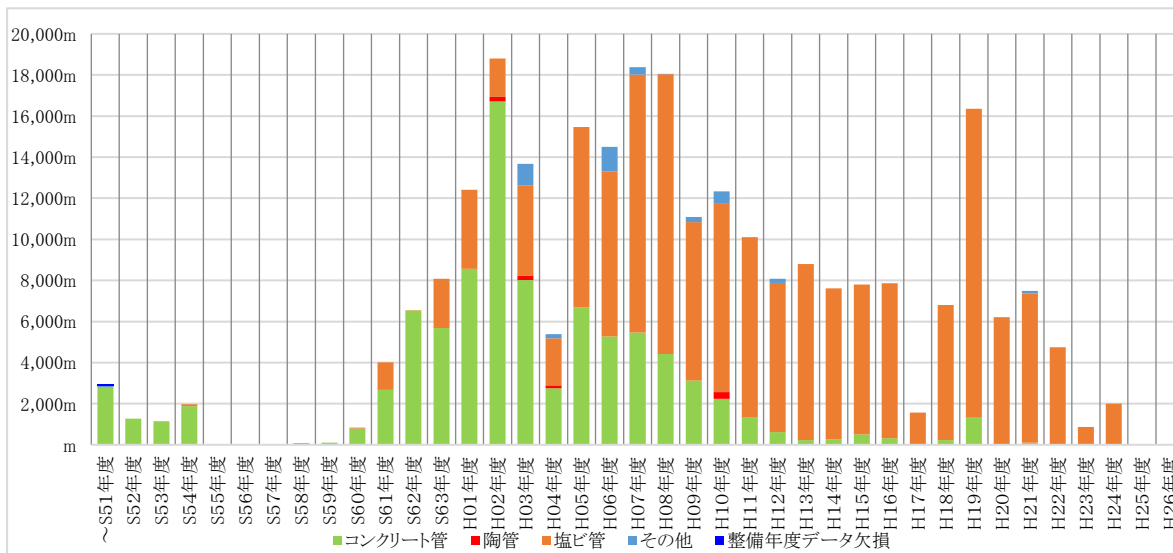
図2-14 上水道(管路)年度別整備延長



④ 下水道

下水道管の延長は、平成27年4月1日現在で263,277mとなっています（図2-15）。特に、平成2年度の整備延長が約19,000mと著しく集中しています。下水道を法定耐用年数50年で更新するものと仮定すると、下水道の更新時期は、平成50年度から集中し始めます。

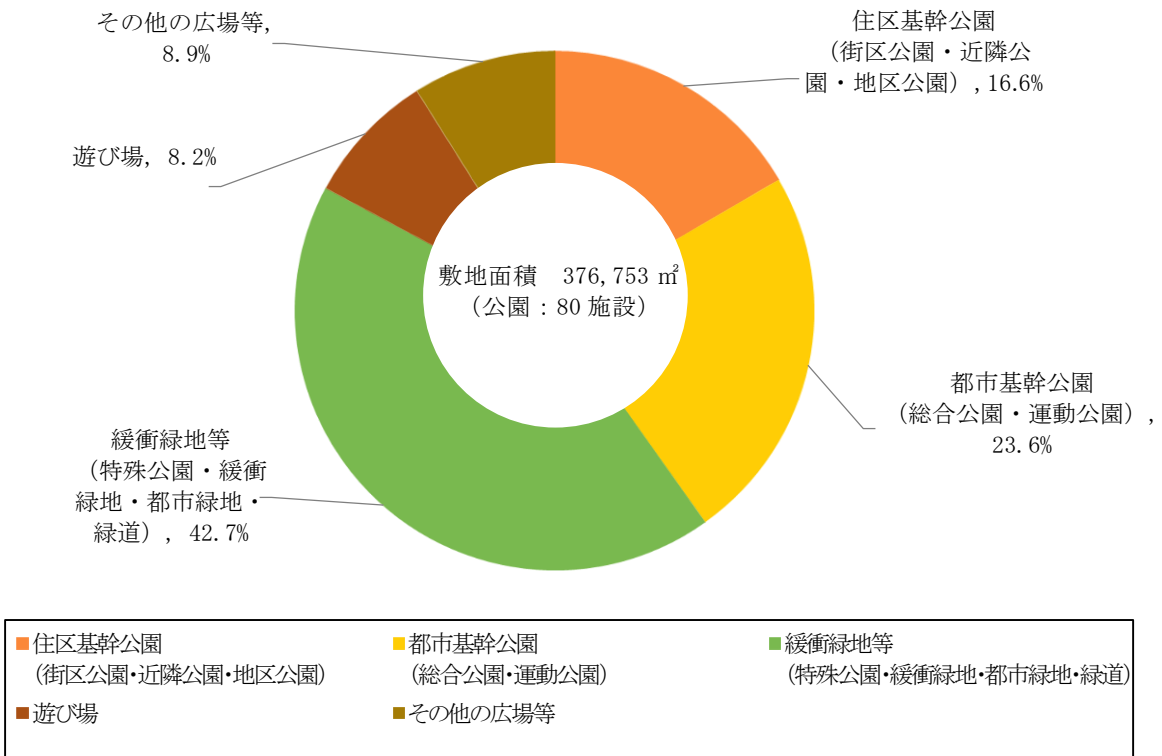
図2-15 下水道（管渠）年度別整備延長



⑤ 公園

公園の整備状況は、平成27年4月1日現在で376,753㎡を保有し、公共建築物の2.5倍以上の面積となっています。このうち、半数を緩衝緑地が占めており（図2-16），人口一人あたりの公園面積は、 $376,753\text{m}^2 \div 37,876\text{人}$ （平成27年人口：東海村人口ビジョン村独自推計値） $\approx 10.0\text{m}^2/\text{人}$ の状況にあります。これは、全国の平均水準 $5.8\text{m}^2/\text{人}$ （「みどりの政策の現状と課題」，国土交通省）より多い状況です。

図 2-16 公園の整備量内訳（敷地面積）



⑥ 水路，雨水水路

水路の整備状況は，平成27年4月1日現在で側溝・暗渠の総延長は98,134mです（表2-6）。雨水水路は昭和60年度から都市下水路指定され，平成27年4月1日現在で延長は34,126.5mとなっています。

表2-6 水路の整備延長及び種別

総延長	種別
98,134m	側溝 94,433m
	暗渠 3,701m

4 公共施設等の更新費用の将来見通し

(1) 将来の更新費用の推計方法

公共建築物とインフラ施設を含めた将来の更新費用については、総務省の算定基準に準じ、以下の条件により、将来見通しの推計を行うものとします。（表2-7、表2-8）。

【推計条件】

表2-7 更新費用の推計方法

種別	既定の長寿命化計画の有無	推計方法
公共建築物	無し	総務省の算定基準で推計（下表参照）表2-9
道路	無し	村の実績値より推計
橋梁	一部有り（東海村橋梁長寿命化修繕計画 平成25年3月）11橋実施済み	総務省の算定基準で推計（次ページ参照）表2-10
上水道	無し	総務省の算定基準で推計（次ページ参照）表2-11
下水道	無し	総務省の算定基準で推計（次ページ参照）表2-12
公園	無し	村の実績値より推計
水路	無し	総務省の算定基準で推計（次ページ参照）表2-12
雨水水路	無し	総務省の算定基準で推計（次ページ参照）表2-12

表2-8 法定耐用年数

施設	更新年度	数量
公共建築物	60年で建て替え（30年で大規模改修）※1	延床面積（㎡）
道路	15年で舗装の打換※2	百万円/年（5ヵ年平均値）
橋梁	60年で架替え※3	面積（㎡）
上水道	40年で更新※3	延長（m）
下水道	50年で更新※3	延長（m）
公園	遊具・照明等材質構造による※2	百万円/年（5ヵ年平均値）
水路	50年で更新※3	延長（m）
雨水水路	50年で更新※3	延長（m）

※1 「耐久計画の考え方」一般社団法人日本建築学会 ※2 5ヵ年平均の村実績値 ※3 法定耐用年数

表2-9 公共建築物の更新費用単価

○公共建築物（表2-9）

- ・ 公共建築物の大分類ごとの単価に延床面積を乗じることで更新費用を算出する。
- ・ 更新の時期は、整備時から30年で大規模改修をし、60年で建て替えとする。

更新（建て替え）	
施設大分類	費用単価
市民文化系，社会教育系，行政系等施設	40万円/m ²
スポーツ・レクリエーション系等施設	36万円/m ²
学校教育系，子育て支援施設等	33万円/m ²
大規模改修（上記の建て替え費用の約6割※）	
施設大分類	費用単価
市民文化系，社会教育系，行政系等施設	25万円/m ²
スポーツ・レクリエーション系等施設	20万円/m ²
学校教育系，子育て支援施設等	17万円/m ²

※総務省試算ソフトの計算条件に準じる。

○橋梁（表2-10）

- ・ 部材ごとの単価に橋梁の面積（m²）を乗じることで更新費用を算出する。
- ・ 更新の時期は、整備時から60年とする。

表2-10 橋梁の更新費用単価

更新	
部材	単価
PC橋	42.5万円/m ²
鋼橋	50.0万円/m ²
RC橋 その他	44.8万円/m ²

○上水道（表2-11）

- ・ 管径ごとの単価に水道管の延長距離を乗じることで更新費用を算出する。
- ・ 更新の時期は、整備時から40年とする。

表2-11 上水道の更新費用単価

導水管/送水管		配水管	
管径	単価	管径	単価
300mm未満	100千円/m	150mm以下	97千円/m
		200mm以下	100千円/m
		250mm以下	103千円/m
		300mm以下	106千円/m
		350mm以下	111千円/m
		400mm以下	116千円/m
		450mm以下	121千円/m
		550mm以下	128千円/m

○下水道，水路，雨水水路
（表2-12）

- ・ 管種ごとの単価に下水道管の延長距離を乗じることで更新費用を算出する。
- ・ 更新の時期は、整備時から50年とする。

表2-12 下水道の更新費用単価

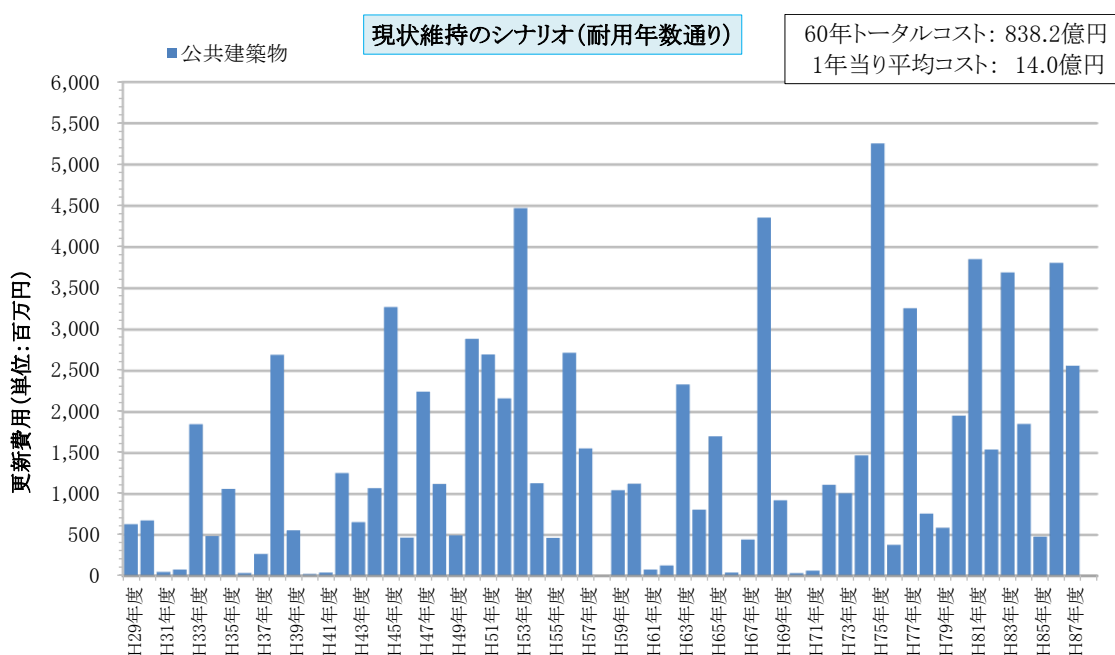
更新	
管種	単価
コンクリート管 陶管 塩ビ管	124千円/m
更生管・その他	134千円/m

(2) 公共建築物の更新費用の見通し

表2-7, 2-8, 2-9の推計条件により、公共建築物の更新費用を推計した結果、60年間の累計更新費用は約838.2億円、約14.0億円/年の平均更新費用が必要という結果となりました。計画期間内（平成29年度～平成58年度）における年間30億円以上の更新が集中する年度は、平成45年度、平成53年度の見通しです（図2-17）。

更新年度の集中による財政の圧迫を避けるためには、公共建築物の長寿命化により1年あたりのライフサイクルコストを縮減するとともに、更新時期を平準化する必要があります。

図2-17 公共建築物に関する将来の更新費用の推計



[語句説明]

ライフサイクルコスト：構造物の計画，設計に始まり，施工，運用を経て修繕，耐用年数の経過により解体処分するまでを建物の生涯と定義して，その全期間に要する費用

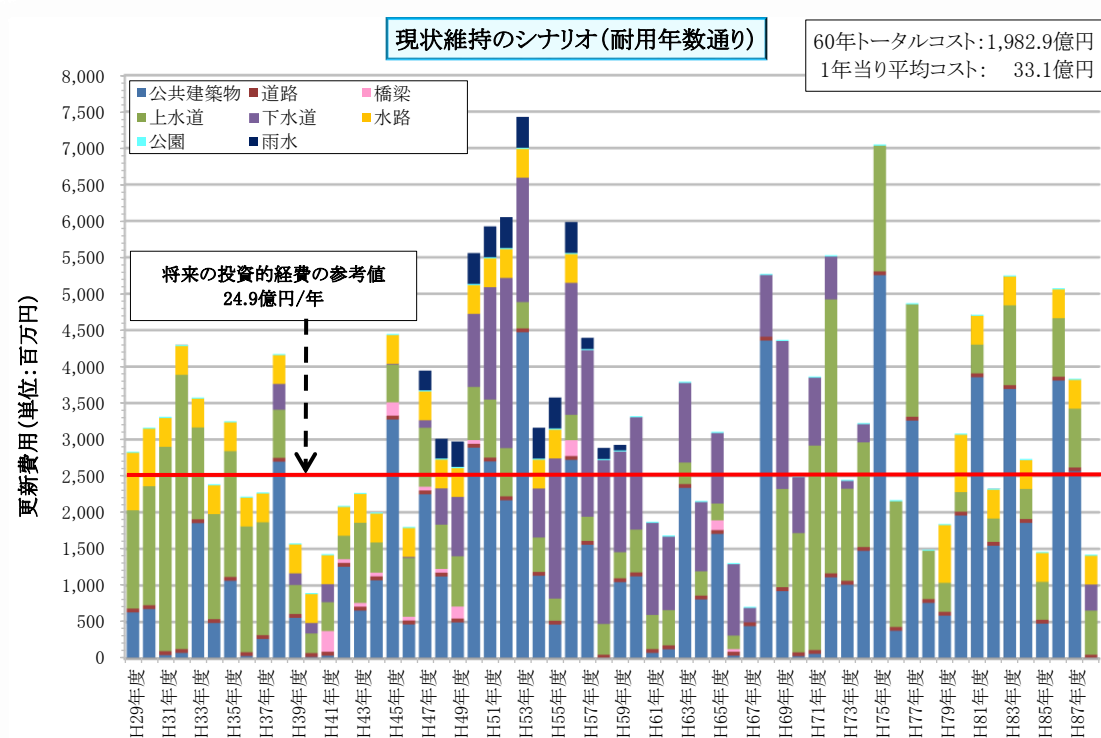
(3) 公共施設等全体の更新費用の見通し

表 2-7, 2-8, 2-9, 2-10, 2-11, 2-12 の推計条件によりインフラを含む公共施設等の更新費用を推計すると、今後 60 年間の更新等に要する総事業費は、約 1,983 億円となり、年平均では約 33.1 億円となる見通しです（図 2-18）。

財政見通しを踏まえた将来の投資的経費の参考値は年間 24.9 億円であり、これと比較すると年間 8.2 億円の財源不足が見込まれます。

また、更新が集中する年度においては大きな財政負担が生じているため、公共施設等の長寿命化により更新時期を平準化する必要があります。

図 2-18 法定耐用年数で更新した場合の将来更新費用の推計



(4) 公共施設等を長寿命化した場合の平準化の見通し

公共施設等の長寿命化を図った場合において、各年度の更新費用がどの程度縮減されるのかを確認するため、次の条件により推計を行うものとします。

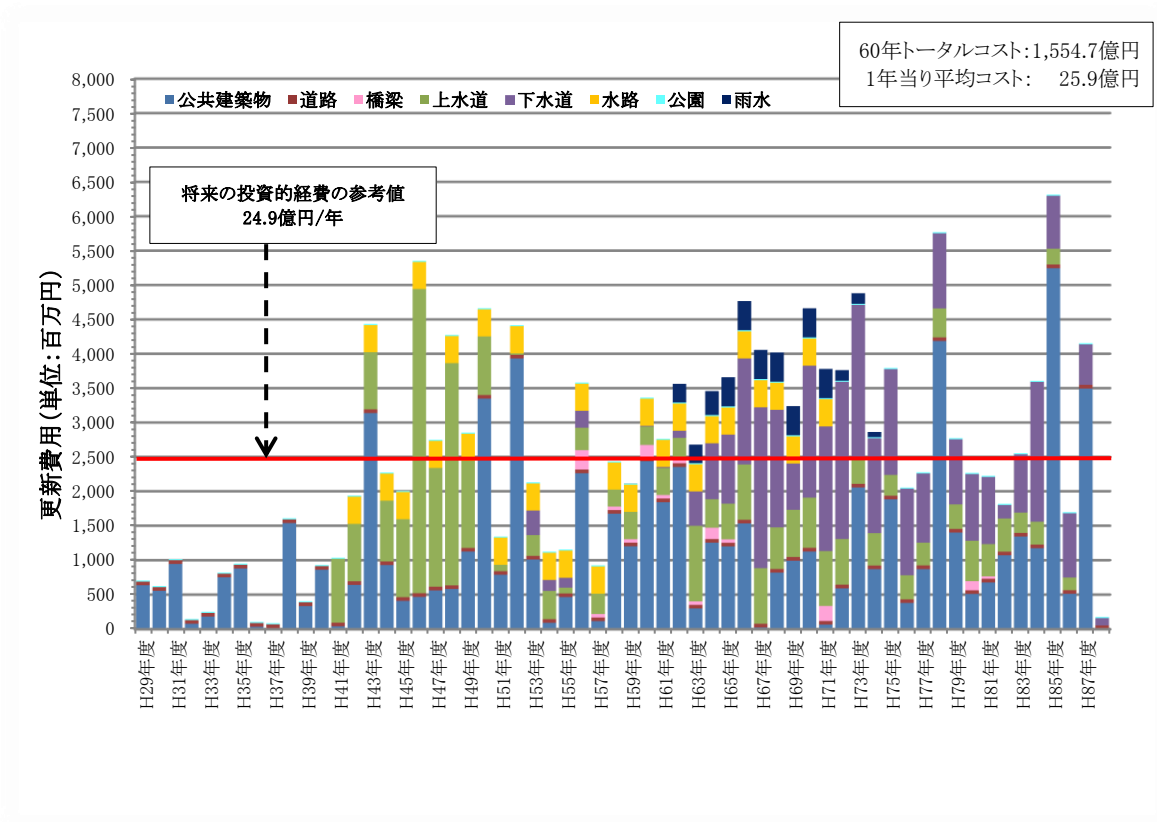
① 公共建築物の推計条件

- ・ 日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」から、更新年数を算定基準である60年から70年に長寿命化するものと設定。
- ・ 改修費用単価は、60年の場合と比較し、10%増加させて設定。

② 橋梁・上下水道等の推計条件

- ・ 上・下水道は、厚生労働省「上水道のアセットマネジメントの手引き」及び国土交通省監修「下水道事業の手引き」等から、目標耐用年数を1.3～1.5倍と設定。
- ・ 具体的に、橋梁は更新年数を策定基準の60年から75年，上水道は更新年数を算定基準の40年から60年，下水道・水路は更新年数を算定基準の50年から65年に設定。

図 2-19 長寿命化した場合のコスト推移図



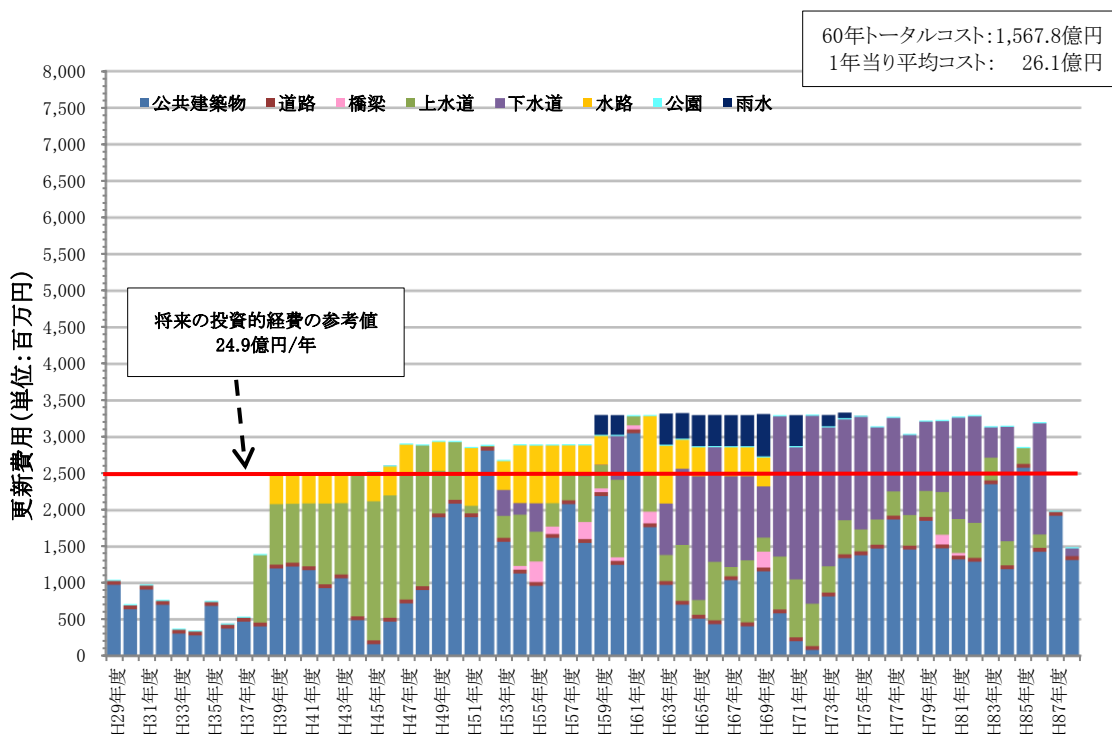
③ 推計結果

上記の推計条件によりインフラを含む公共施設等の更新費用を推計した結果、今後60年間の更新等に要する総事業費は約1,555億円、年平均では約25.9億円となり、法定耐用年数通りに更新した場合と比べて、総事業費で約428億円、年平均で約7.2億円の縮減を図ることができる見通しとなったものの（図2-19）、将来の投資的経費の参考値である年間24.9億円の枠には収まらず、年間1億円、60年間で60億円の財源不足が見込まれます。

(5) 更新時期の平準化

更新時期を平準化するため、長寿命化を図る耐用年数をできるだけ遵守し、更新年度のタイミングを3年間の幅で前倒しを許容できるものとして、更新時期の組合せを最適化した場合における更新費用の推計の結果（図2-20）、今後60年間の更新等に要する総事業費は約1,568億円、年平均の費用は約26.1億円となりました。1年度に極端な財政負担が生じることは無くなったものの、将来の投資的経費の参考値である年間24.9億円の枠には収まらず、年間1.2億円、60年間で72億円の財源不足が見込まれます。

図2-20 長寿命化及び更新時期を平準化した場合のコスト推移図



5 公共施設等の課題認識

将来人口と財政見通しの推計結果を踏まえ、次のように課題を整理します。

○公共施設等の老朽化に伴う安全性の確保

計画期間が始まる平成 29 年度には、築年数が 30 年を超える公共建築物は全体の約 4 割に達し、インフラについても計画期間内に更新時期が集中することが予想されます。公共施設等の老朽化に伴い、安全性の確保が重要になるため、公共施設等の計画的な維持修繕が必要となります。

○将来人口の変化に伴うニーズへの対応

今後 30 年間で高齢者人口は 36.2%増加、生産年齢人口は 10.9%減少、年少人口は 19.8%減少すると見られ、現在と年齢構成が変化していきます。社会情勢の変化も踏まえて公共施設等に求められるニーズ、必要な機能、規模を検証していく必要があります。

○財源の減少による投資的経費の抑制

生産年齢人口の減少により税収が減り、高齢者人口の増加により義務的経費である扶助費が増えた場合、公共施設等の維持管理に充当する投資的経費を抑制せざるを得ません。現在の公共施設等を維持管理するために、これまでの投資的経費の平均額である年間 33.7 億円を維持し続けることは、財源の減少により困難になる懸念があります。財政見通しを踏まえると、現時点で考えられる将来充当可能な投資的経費は年間 24.9 億円に抑制されると試算します。

○公共施設等の改修、更新に伴う過大な財政負担

抑制が見込まれる将来充当可能な投資的経費と現在保有している公共施設等の将来更新費用を比較した結果、投資的経費に係る財源が不足することが見込まれます。また、公共施設等の整備年度が重複していることから、特定の年度に改修と更新の費用が集中し、財政負担が過大になることから、現在と同じ規模の公共施設等の維持管理が困難になることが懸念されます。

第3章 公共施設等の管理に関する基本的な方針

1 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の基本的な方針

第2章において整理した公共施設等の課題認識を踏まえ、それらの解決を目指して、東海村の公共施設等の総合的かつ計画的な管理に取り組むための3つの基本的な方針を掲げます。

基本方針1 予防保全型の維持管理と長寿命化

- ・事後保全型の維持管理から予防保全型の維持管理に転換します
- ・メンテナンスサイクルを構築し、公共施設等の安全を確保します
- ・日常点検や計画的な改修により、公共施設等の長寿命化を図ります

基本方針2 更新コストの縮減・平準化

- ・公共施設等は、将来人口、財政状況をふまえ、適正な規模で更新します
- ・延床面積の削減、集約化、広域化等により、更新コストを縮減します
- ・計画的な公共施設等の更新により、更新コストの平準化を図ります

基本方針3 公有財産の有効利用、広域連携・官民連携の推進

- ・公有財産の有効利用を推進し、維持管理コストの縮減を図ります
- ・広域連携や官民連携を推進し、維持管理コストの縮減を図ります
- ・受益者負担の適正化により、施設利用者と未利用者の不公平感を解消します

2 数値目標の設定

公共施設等の管理において、基本的な方針の実現を確実なものとするために、施設の耐用年数と総量に着目して、次のような数値目標を掲げます。

(1) 公共建築物の使用期間

公共建築物の使用期間は、原則として、70年とします。

<公共建築物の使用期間に関する考え方>

① 建築物の耐用年数

建築物の耐用年数は、複数の考え方があり、その違いは以下のとおりです。

ア) 法定耐用年数

財務省令で定められた固定資産の減価償却費を算出するための年数のこと

学校等の法定耐用年数

- ・鉄筋コンクリート造 47年
- ・鉄骨造 19～34年
- ・木造 22年

イ) 物理的耐用年数

物理的に使用可能な年数のこと

	高品質の場合	普通品質の場合
・鉄筋コンクリート造	100年	60年
・鉄骨造（重量鉄骨）	60年	
・ブロック造	60年	
・木造	60年	

※日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」 表 2.2.2 望ましい目標耐用年数の級において「学校」「官庁」を採用した。

ウ) 機能的耐用年限

期待される機能を果たせなくなったときに決定される年数のこと

エ) 経済的耐用年限

建築物を存続させるために必要となる費用が建築物の更新費用や存続させることによって得られる価値を上回ってしまうことで決定される年数のこと

② 長寿命化と使用期間の延長

文部科学省「学校施設の長寿命化の手引き」によると、適切なタイミング（建築後 45 年程度まで）に劣化の程度と原因に応じた適切な補修・改修を行うことで、改修後 30 年以上、物理的耐用年数を延ばすことが可能とされています。適切なタイミングに長寿命化を図ることで、70 年の使用を目指します。

(普通品質の場合)

物理的耐用年数 60 年



(適切なタイミングに適切な補修・改修を行うことで長寿命化を図る)



目標とする使用期間 70 年

※1 耐用年数の出典は以下のとおりです。

物理的耐用年数：日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」

目標とする使用期間：文部科学省「学校施設の長寿命化の手引き」

※2 全ての建築物は、高品質の建築物として設計している場合、又は、建築から 60 年を経過した時点において建築物の安全性が確認できた場合は、さらに、その使用期間を延長することができるものとします。

※3 建築物の安全性、耐震性の確保が困難な場合を除きます。

※4 政策的な判断等により建築物の更新を前倒しする場合を除きます。

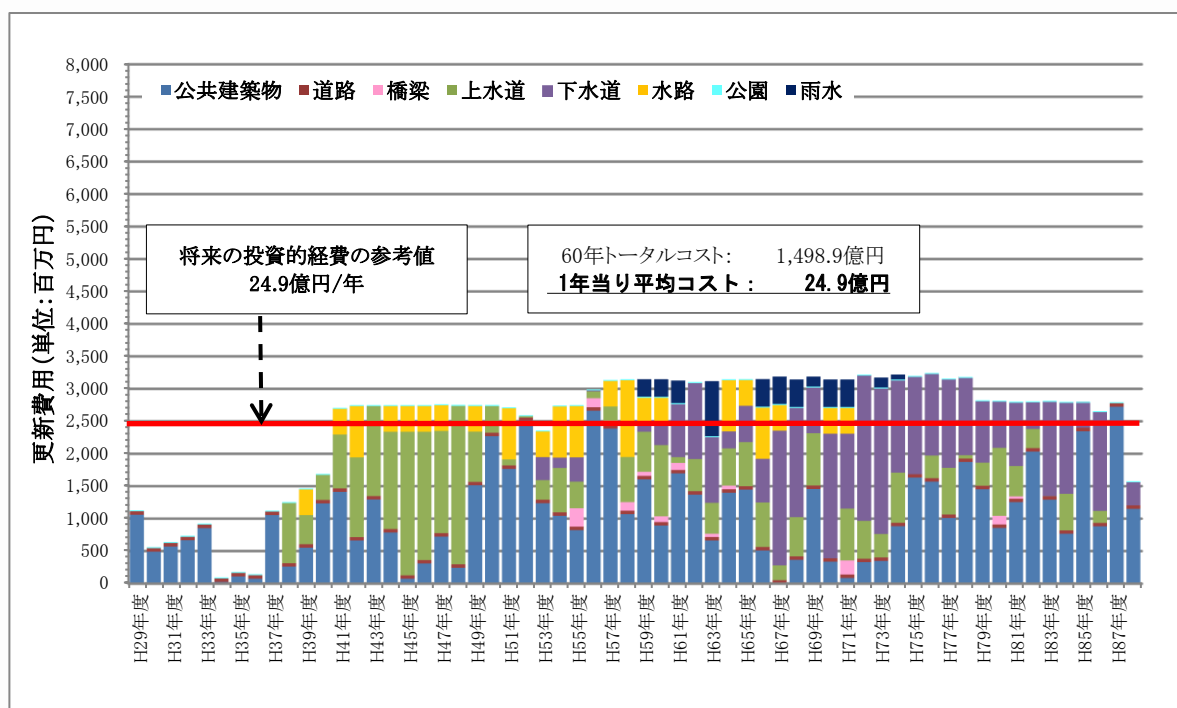
(2) 公共建築物の延床面積

公共建築物の延床面積は、原則として、更新時において10%削減します。

<公共建築物の延床面積に関する考え方>

公共建築物の更新時に、その延床面積を10%削減することで、将来の投資的経費の参考値（24.9億円/年）と公共施設等の将来更新費用（1年あたりの平均コスト24.9億円）が同額となり、計画期間内（平成29年度～平成58年度）における公共施設等の更新が可能となります。（図3-1）

図3-1 公共建築物を10%縮減した場合のコスト推移図



- ※1 平成28年4月1日現在の延床面積を基準として、更新時において10%削減します。
- ※2 政策的な判断等により新築，増築，更新する公共建築物は，当該新築，増築，更新時に限り，この対象から除外します（新築，増築，更新後の更新においては，この対象に含まれるものとしません）。
- ※3 図3-1のコストは，公共施設等の長寿命化，更新の平準化を条件として推計しています。
- ※4 この削減目標は，現時点での人口，財政状況等に基づき推計しているものであり，今後人口動態や社会情勢等に変化が生じた場合は，その状況を踏まえて時点修正を行います。

(3) インフラ施設の使用期間

インフラ施設の使用期間は、原則として、以下とおりとします。

①	道路	15年(15年)
②	橋梁	75年(60年)
③	上水道管路	40年～60年(40年)
④	下水道管路	65年(50年)
⑤	水路	65年(50年)

※1 ()内の数値は、財務省令等で定められた法定耐用年数を示しています。

※2 使用期間の出典は以下のとおりです。

上水道管路：厚生労働省「上水道のアセットマネジメントの手引き」

下水道管路：国土交通省監修「下水道事業の手引き」

(水路は下水道の使用期間を準拠します。)

※3 インフラ施設の安全性、耐震性の確保が困難な場合を除きます。

第4章 施設類型別の管理に関する取組み方針

1 公共建築物の管理に関する取組み方針

第3章に掲げた基本的な方針を推進するため、公共建築物の管理に関する取組み方針を定めます。

(1) 公共建築物共通

① 維持管理，長寿命化に関すること

a. 日常点検，計画的な改修を実施します

日常的な点検，計画的な改修に取り組むことで，公共建築物の長寿命化，維持管理コストの削減を図ります。

b. 安全性，耐震性を確保し，継続的な使用をします

公共建築物の安全性，耐震性を確保し，長寿命化させることで，原則として，70年使用します。

② 更新に関すること

a. 優先順位の高い順に更新します

公共建築物の更新は，建築物の安全性を考慮し，既存施設を建築した順に更新することを原則とし，更新時期が重複する場合は，優先順位を設け，優先順位の高い順に更新します。

b. 費用対効果を検証します

公共建築物を更新する場合は，費用対効果を検証します。

c. 延床面積の10%を削減します

公共建築物の延床面積は，更新時において10%削減し，公共建築物の総量削減と維持管理コストの削減を図ります。

③ 役割を終えた公共建築物の有効利用に関すること

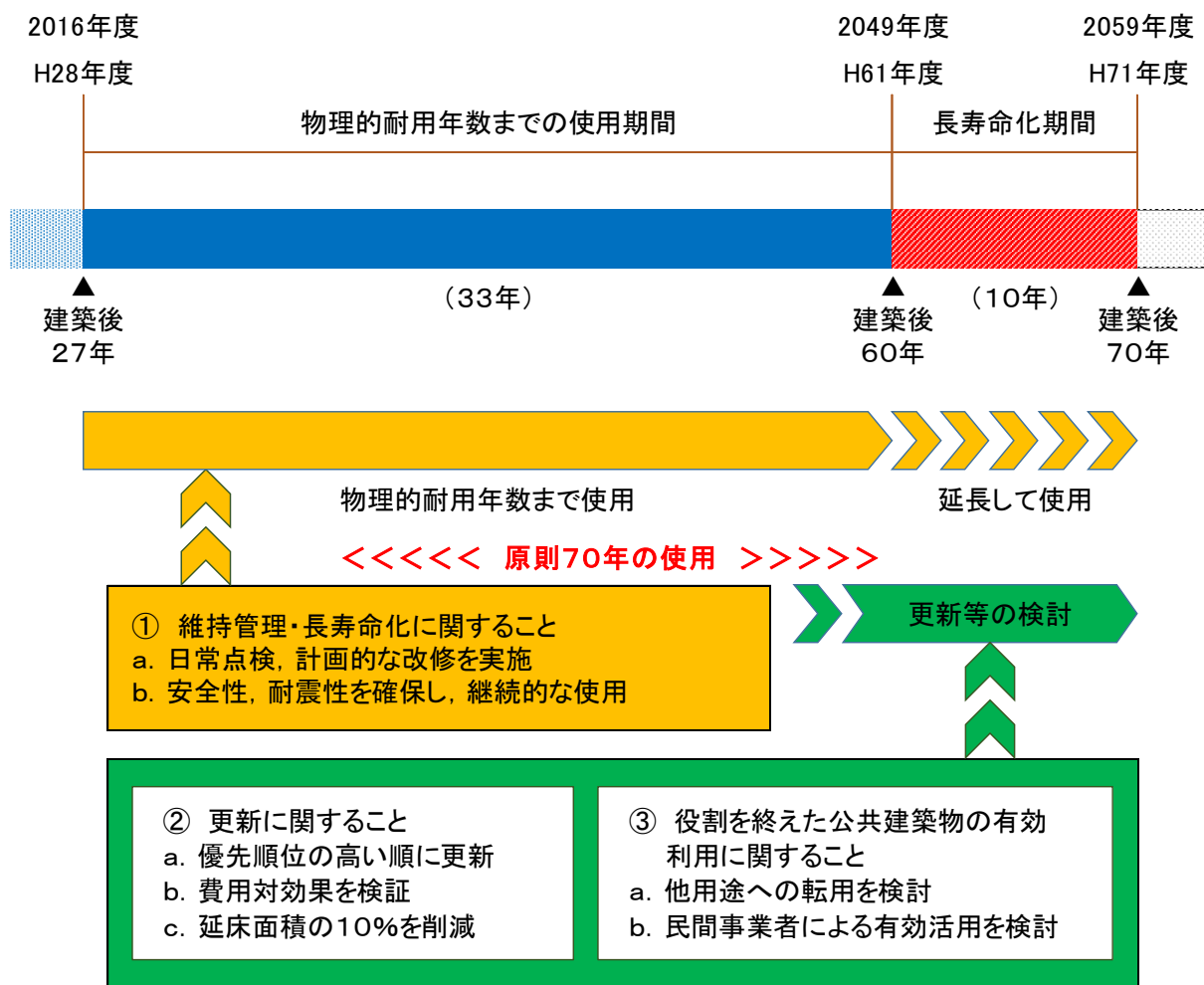
a. 他用途への転用を検討します

役割を終えた公共建築物は，残存する建築物の安全性，耐震性，維持管理コストを考慮し，他用途への転用や建築物の解体を検討します。

b. 民間事業者による有効活用を検討します

村単独による有効活用のほか、民間事業者による有効活用も検討し、維持管理コストの縮減を目指します。

図 4-1 公共建築物の管理に関する取組みイメージ



※ 平成元年度に供用を開始した施設を例として作成しています。

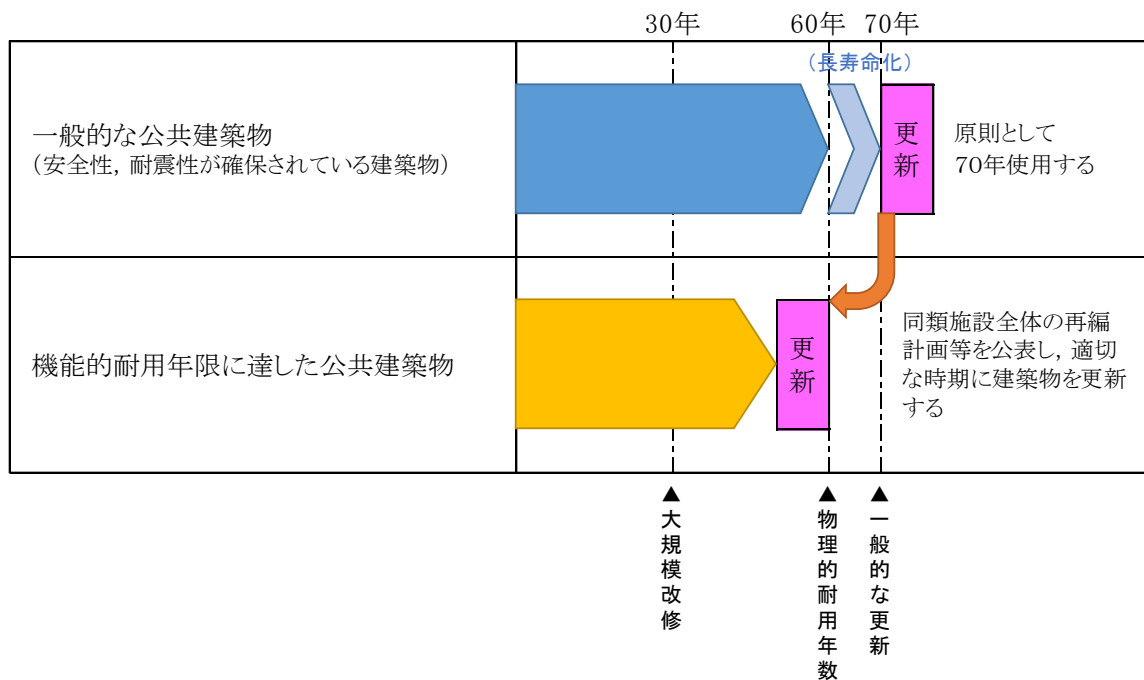
(2) 政策的な判断が必要な公共建築物

公共建築物は、機能的耐用年限，経済的耐用年限という考え方を有しており，建築後 70 年未満であっても継続的に使用することが困難になる場合があります。また，機械設備等の老朽化を原因とする更新の前倒しを必要とする場合や，集約化・広域化・廃止の検討を必要とする場合等も想定され，これらは政策的な判断により，建築物の更新等を行う必要があります。

a. 機能的耐用年限に達した公共建築物の更新

公共建築物は，機能的耐用年限に達することで，更新の前倒しを迫られる場合があります。機能的耐用年限に達した公共建築物を早期に更新する場合は，同類施設全体の再編計画等を公表し，適切な時期に建築物の更新をします。

図 4-2 機能的耐用年限に達した公共建築物の更新イメージ



<対象となる公共建築物>

幼稚園，保育所，こども園

※ 対象となる公共建築物は，平成 28 年 4 月 1 日現在のものであり，社会情勢等の変化に伴い，対象となる建築物が変化することも予想されます。

b. インフラとしての役割を担う公共建築物の更新

インフラとしての役割を担う公共建築物は、多くの機械設備等が設置されており、それらの老朽化に伴って、更新時期が左右される場合があります。これらの公共建築物を早期に更新する場合は、施設別の再編計画等を公表し、適切な時期に建築物の更新をします。

<対象となる公共建築物>

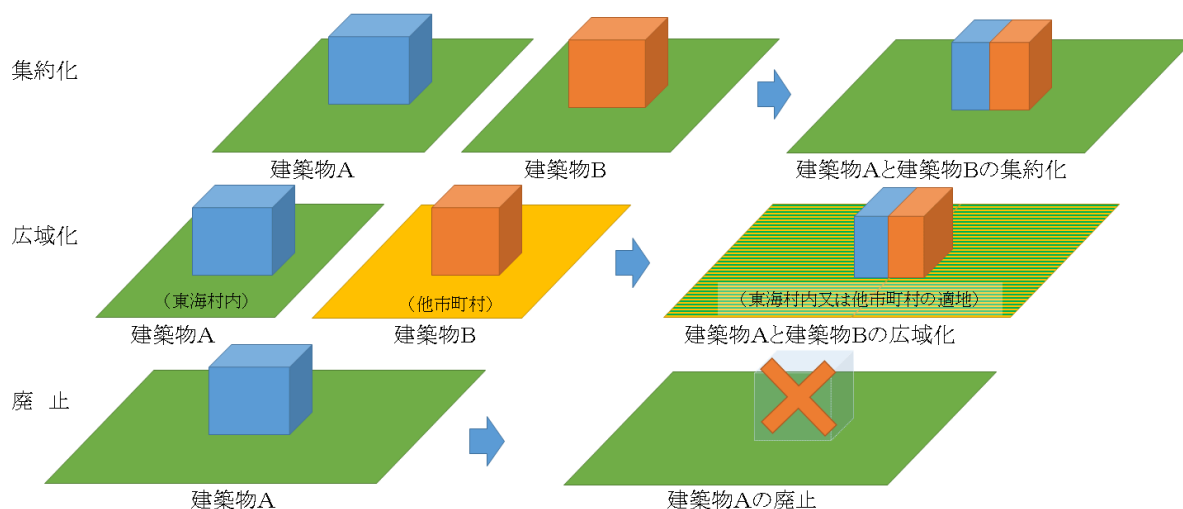
清掃センター，衛生センター，浄水場

※ 対象となる公共建築物は、平成 28 年 4 月 1 日現在のものであり、社会情勢等の変化に伴い、対象となる建築物が変化することも予想されます。

c. 公共建築物の集約化，広域化，廃止

集約することで効率的な運営が可能となる場合や社会情勢等に応じて必要な機能に変化が生じた場合に、集約化，広域化，廃止を検討し、その結果を公表します。

図 4-3 公共建築物の集約化，広域化，廃止のイメージ



<対象となる公共建築物>

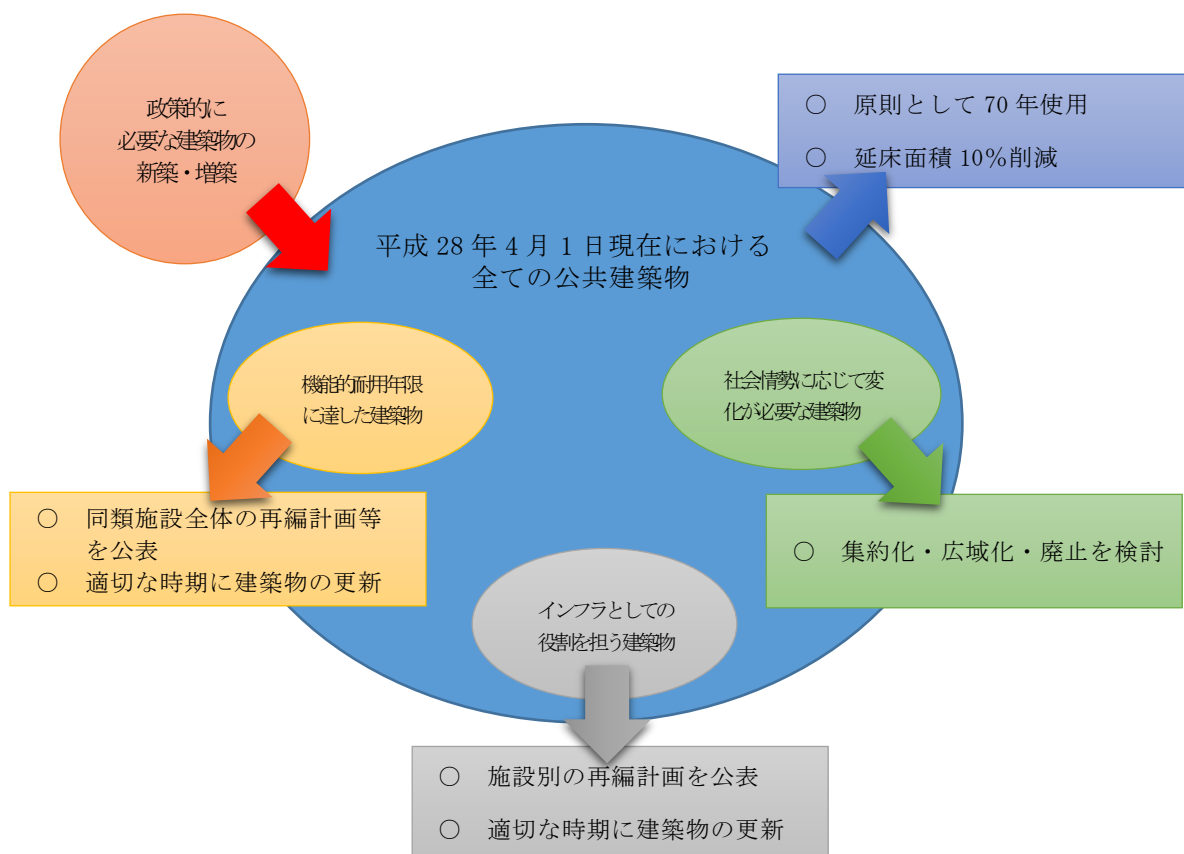
全ての公共建築物

※ 全ての公共建築物が対象となりますが、社会情勢等に応じて必要な機能に変化が生じた場合によるものとします。

d. 政策的に必要な公共建築物の新築・増築

政策的に必要な公共建築物の新築・増築は、費用対効果を検討し、適正な規模により整備します。

図 4-4 政策的な判断が必要な公共建築物の取組みイメージ



2 インフラ施設の管理に関する取組み方針

第3章に掲げた基本的な方針を推進するため、インフラ施設の管理に関する取組み方針を定めます。

(1) インフラ施設共通

① 維持管理，長寿命化に関すること

a. 日常点検，計画的な改修を実施します

日常的な点検，計画的な改修に取り組むことで，インフラ施設の長寿命化，維持管理コストの削減を図ります。

b. 安全性，耐震性を確保し，継続的な使用をします

インフラ施設の安全性，耐震性を確保し，長寿命化させることで，継続的な使用を可能にします。さらに，インフラ施設の安全性が確認された場合は，長寿命化期間を延長できるものとします。

② 更新に関すること

a. 原則として，優先順位の高い順に更新します

インフラ施設の更新は，インフラ施設の安全性を考慮し，優先順位の高い順に更新します。政策的に必要なインフラ施設の新設は，インフラ施設全体の更新スケジュールを考慮し，適時に実施します。

b. 費用対効果を検証します

インフラ施設を更新する場合，政策的に必要なインフラ施設の新設をする場合は，費用対効果を検証します。

(2) 道路，橋梁

① 主要幹線道路，橋梁は，その一部が避難路に指定されています。重点的な予防保全に努めることで，災害時の通行を確保します。

② 一般村道は，日常的な点検，計画的な改修に取り組むことで，通行者の安全を確保します。

(3) 上水道管路，下水道管路，水路

- ① 上水道管路は，計画的に老朽化した管路を耐震管へ更新することで，災害に強いライフラインを確保します。また，配水管路を網目状に整備することにより災害や管路破損による断水を回避いたします。
- ② 下水道管路は，計画的な管路の耐震化や更新に取り組むことで，災害に強いライフラインを確保します。下水道の整備とともに合併浄化槽による整備を行い，汚水処理施設の未整備地の早期解消を目指します。
- ③ 水路は，計画的な水路本体，排水設備の更新に取り組むことで，水路の機能を維持します。

(4) 公園

- ① 都市公園，その他の公園は，計画的な維持，改修に取り組むことで，住民ニーズに即した公園環境を提供します。
- ② 公園遊具は，計画的な更新に取り組むことで，安全な遊びの場を提供します。

第5章 公共施設等総合管理計画を推進するために

1 ファシリティマネジメントの推進

第3章に掲げた基本的な方針を推進するため、ファシリティマネジメントの推進に関する取組み方針を定めます。

(1) 公有財産の有効活用

公共施設等の廃止に伴い使われなくなった未利用地は、その有効活用が求められます。土地・建物の売却や貸付等により、公有財産の有効活用を推進し、維持管理コストの縮減や新たな財源の確保を図ります。

(2) 広域連携の推進

あらゆる用途の施設を村単独で全て所有するという考え方を改め、国、県、近隣自治体との広域連携や民間施設を活用した行政サービスの提供に取り組みます。特に、市町村の枠を超えた相互利用や共同処理等が可能な施設については、住民のニーズや費用対効果を検証したうえで、積極的な広域連携を検討し、更新費用や維持管理コストの縮減を目指します。

(3) 官民連携の推進

行政と民間事業者等がパートナーシップを組んで公共サービスを提供する官民連携手法（PPP）は、PFI、指定管理者制度、包括的民間委託等といった手法があるものの、本村においては、担い手の確保、サービス水準の向上、最適なリスク分担、採算性確保といった様々な課題から、一部の導入に留まっています。

今後は、公共施設等を取り巻く厳しい環境を踏まえ、官民連携手法による公共施設等の管理を推進し、更新費用や維持管理コストの縮減を目指します。特に、複数年契約によって、公共建築物やインフラ施設を維持管理する包括的民間委託契約の導入に向けた検討を進めていきます。

(4) 受益者負担の適正化

本村の公共施設においては、各施設の維持管理コストに対する受益者負担率が極めて低い状況にあります。その原因のひとつとして、施設利用者（受益者）から徴収する使用料の減免等が挙げられますが、施設利用者から徴収する使用料が維持管理コストを下回る場合、その不足分は公費（税金）で賄うことになってしまいます。このことは、施設を利用しない住民に対しても費用負担を課すこととなり、住民間における不公平感につながってしまいます。

今後は、受益者負担の適正化を行うことで、公費負担の縮減や住民間における不公平感を解消し、提供するサービスの質を継続的に改善します。これに伴い、使用料の算定、減免の統一した基準を定める指針の策定を推進します。

[語句説明]

ファシリティマネジメント：企業、団体等が、組織活動のために施設とその環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動のこと。（出典：『総解説ファシリティマネジメント』日本経済新聞社）

PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）：民間の資本やノウハウを利用し、効率化や公共サービス向上を目指す手法の総称。

PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）：公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化や公共サービス向上を図る事業手法。

指定管理者制度：公の施設の管理を行う民間事業者等を指定し、公共サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的とした制度。

包括的民間委託：受託した民間業者が創意工夫やノウハウの活用により効率的・効果的に運営できるよう、複数の業務や施設を包括的に委託すること。

2 推進体制と情報公開

本計画を推進するため、推進体制と情報公開に関する取組み方針を定めます。

(1) メンテナンスサイクルの構築

継続的なメンテナンス（P D C A）サイクルを構築し、日常点検や計画的な改修に取り入れます。又、全ての公共施設、インフラ施設における日常点検や計画的な改修の情報を一元化することで、安全でより質の高い公共サービスを提供していきます。

(2) 推進会議の設置

本計画を戦略的に推進するため、(仮称) 東海村公共施設等総合管理計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し、本計画の進行管理と評価を行います。

(3) 計画の見直し

社会情勢の変化や本計画の進捗状況に応じて見直しを行うため、計画期間を 10 年ごとの 3 期に分けて進めます。また、実情に対応した取組みを推進するため、1 期 10 年を 5 年ごとの前期と後期に区分し、必要な見直しを行います。

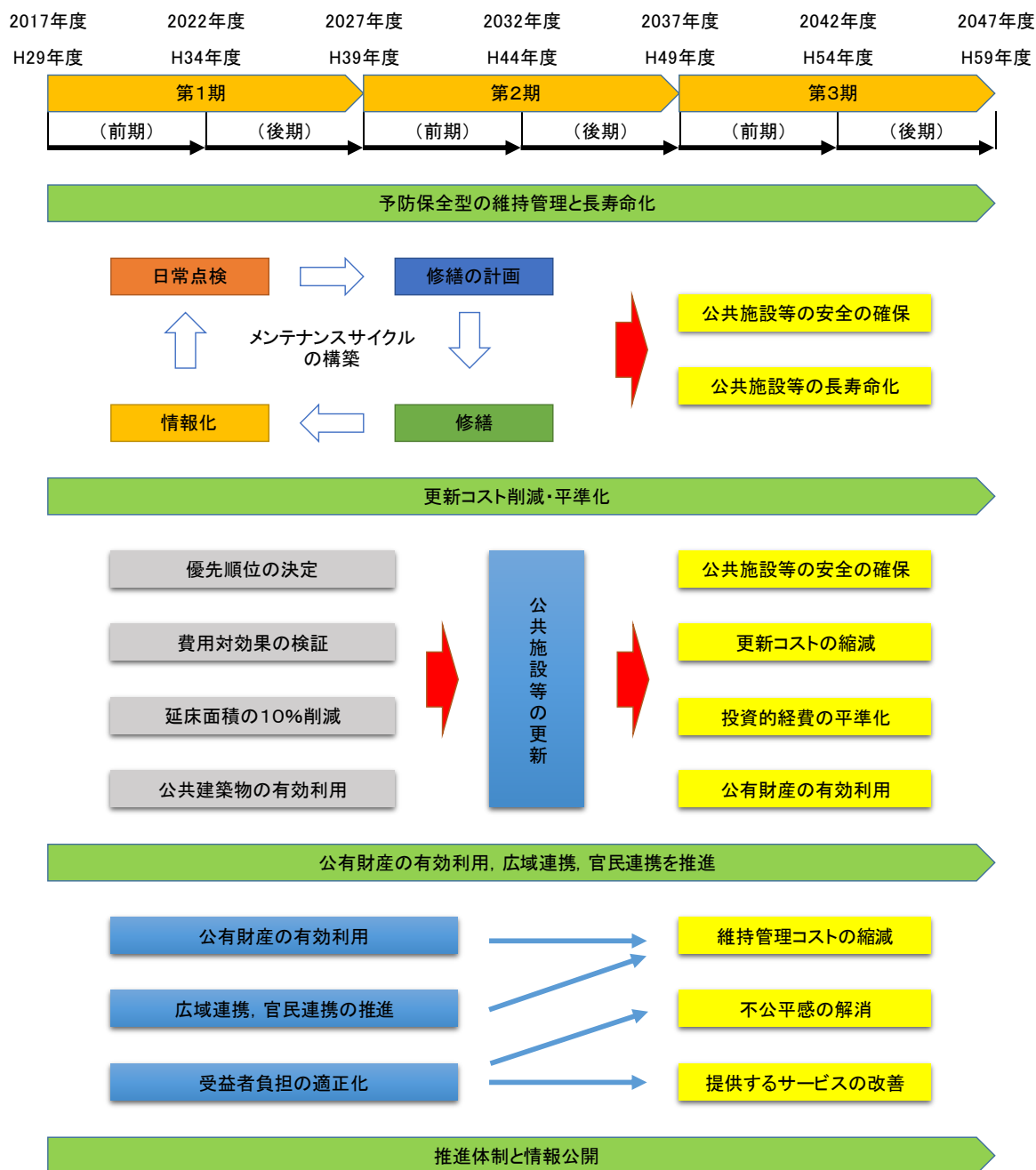
(4) 情報公開

全ての公共施設等の情報を一元化（データベース化）し、「施設カルテ」を作成します。施設カルテや推進会議の結果は、公式ホームページを通じて積極的に情報公開していくものとします。

3 公共施設等総合管理計画推進のための取組み

本計画を推進するため、次のとおり取組みます。

図 5-1 推進のための取組みイメージ



- (仮称)東海村公共施設等総合管理計画推進会議による進行管理と評価
- 情報公開 (施設カルテ, 推進会議の結果)

4 公共施設等総合管理計画の対象となる公共建築物一覧

本計画の対象となる公共建築物は、以下のとおりです。

表 5-1 公共施設等総合管理計画の対象となる公共建築物一覧

① 市民文化系施設

番号	名称	建築 年度	建築後 30年	建築後 60年	構造	階数 (地上)	階数 (地下)	備考
1	石神コミュニティセンター							
(1)	本館	1987 (S62)	2017 (H29)	2059 (H59)	RC	2	0	
(2)	本館増築部分	2000 (H12)	2030 (H42)	2060 (H72)	RC	1	0	
2	村松コミュニティセンター							
(1)	本館	1988 (S63)	2018 (H30)	2048 (H60)	RC	2	0	
3	白方コミュニティセンター							
(1)	本館	1992 (H4)	2022 (H34)	2052 (H64)	RC	2	0	
4	真崎コミュニティセンター							
(1)	本館	1993 (H5)	2023 (H35)	2053 (H65)	RC	1	0	
5	中丸コミュニティセンター							
(1)	本館	1996 (H8)	2026 (H38)	2056 (H68)	RC	1	0	
6	舟石川コミュニティセンター							
(1)	本館	1997 (H9)	2027 (H39)	2057 (H69)	RC	1	0	
7	姉妹都市交流会館							
(1)	本館	2000 (H12)	2030 (H42)	2060 (H72)	W	1	0	

② 社会教育系施設、スポーツ・レクリエーション系施設（生涯学習施設）

番号	名称	建築 年度	建築後 30年	建築後 60年	構造	階数 (地上)	階数 (地下)	備考
8	東海文化センター							
(1)	公会堂	1976 (S51)	2006 (H18)	2036 (H48)	RC +SRC	3	1	
(2)	会議室棟	1976 (S51)	2006 (H18)	2036 (H48)	RC	2	0	
(3)	公会堂増築部分(1)	1979 (S54)	2009 (H21)	2039 (H51)	S	1	0	

番号	名称	建築年度	建築後30年	建築後60年	構造	階数(地上)	階数(地下)	備考
(4)	公会堂増築部分(2)	1980 (S55)	2010 (H22)	2040 (H52)	S	1	0	
(5)	公会堂増築部分(3)	1985 (S60)	2015 (H27)	2045 (H57)	S	1	0	
(6)	公会堂増築部分(4)	2002 (H14)	2032 (H44)	2062 (H74)	S	1	0	
9	東海村総合体育館							
(1)	本館	1981 (S56)	2011 (H23)	2041 (H53)	RC +SRC	2	0	
(2)	弓道場	1983 (S58)	2013 (H25)	2043 (H55)	S	1	0	
(3)	弓道場増築部分	1999 (H11)	2029 (H41)	2059 (H71)	S	1	0	
(4)	スイミングプラザ管理棟	1983 (S58)	2013 (H25)	2043 (H55)	RC	1	0	
10	東海村テニスコート							
(1)	クラブハウス	1987 (S62)	2017 (H29)	2047 (H59)	S	1	0	
11	東海村立図書館							
(1)	本館	1984 (S59)	2014 (H26)	2044 (H56)	RC	2	0	
(2)	本館増築部分(1)	2001 (H13)	2031 (H43)	2061 (H73)	RC	1	0	
(3)	本館増築部分(2)	2011 (H23)	2041 (H53)	2071 (H83)	S	1	0	
12	東海駅コミュニティ施設							
(1)	駅舎・自由通路・コミュニティ施設	1993 (H5)	2033 (H35)	2053 (H65)	RC	1	0	

③ 学校教育系施設（小学校、中学校）

番号	名称	建築年度	建築後30年	建築後60年	構造	階数(地上)	階数(地下)	備考
13	石神小学校							
(1)	管理棟・校舎棟・給食棟・センター棟・屋内運動場	2003 (H15)	2033 (H45)	2063 (H75)	RC+S	3	0	
(2)	プールハウス	2004 (H16)	2034 (H46)	2064 (H76)	RC	1	0	
14	白方小学校							
(1)	特別支援棟・高学年棟・特別教室棟・多目的ルーム棟・1～4年生ユニット棟・屋内運動場・プールハウス	2009 (H21)	2039 (H51)	2069 (H81)	RC+S	2	0	
15	照沼小学校							
(1)	A棟・B棟・C棟・D棟・E棟・F棟	2012 (H24)	2042 (H54)	2072 (H84)	RC+S	2	0	

番号	名称	建築 年度	建築後 30年	建築後 60年	構造	階数 (地上)	階数 (地下)	備考
16	中丸小学校							
(1)	屋内運動場	2011 (H23)	2041 (H53)	2071 (H83)	RC+S	2	0	
(2)	北棟・特別教室棟	2014 (H26)	2044 (H56)	2074 (H86)	RC+S	3	0	
(3)	南棟	2015 (H27)	2045 (H57)	2075 (H87)	RC+S	2	0	
17	舟石川小学校							
(1)	本館棟・昇降口棟・特別教室棟・給食室棟・低学年棟	1980 (S55)	2010 (H22)	2040 (H52)	RC	3	0	
(2)	屋内運動場	1980 (S55)	2010 (H22)	2040 (H52)	RC+S	2	0	
(3)	本館棟増築部分・新校舎	2010 (H22)	2040 (H52)	2070 (H82)	RC+S	3	0	
18	村松小学校							
(1)	A棟・B棟・C棟	1981 (S56)	2011 (H23)	2041 (H53)	RC	3	0	
(2)	屋内運動場	1981 (S56)	2011 (H23)	2041 (H53)	RC+S	2	0	
19	東海中学校							
(1)	屋内運動場	1995 (H7)	2025 (H37)	2055 (H67)	RC+S	2	0	
(2)	共用棟	2007 (H19)	2037 (H49)	2067 (H79)	S	2	0	
(3)	校舎棟	2014 (H26)	2044 (H56)	2074 (H86)	RC+S	4	0	
(4)	武道場	2014 (H26)	2044 (H56)	2074 (H86)	S	2	0	
20	東海南中学校							
(1)	本校舎棟	1978 (S53)	2008 (H20)	2038 (H50)	RC	4	0	
(2)	特別教室棟	1978 (S53)	2008 (H20)	2038 (H50)	S	1	0	
(3)	屋内運動場	1978 (S53)	2008 (H20)	2038 (H50)	S	2	0	
(4)	武道場	1979 (S54)	2009 (H21)	2039 (H51)	S	1	0	
(5)	本校舎棟増築部分(1)	1999 (H11)	2029 (H41)	2059 (H71)	RC	1	0	
(6)	本校舎棟増築部分(2)	2010 (H22)	2040 (H52)	2070 (H82)	RC+S	4	0	

④ 子育て支援施設（幼稚園、保育所、こども園、学童クラブ）

番号	名称	建築 年度	建築後 30年	建築後 60年	構造	階数 (地上)	階数 (地下)	備考
21	舟石川幼稚園							
(1)	園舎1	1972 (S47)	2002 (H14)	2032 (H44)	S	1	0	★1

番号	名称	建築 年度	建築後 30年	建築後 60年	構造	階数 (地上)	階数 (地下)	備考
(2)	園舎2・園舎3	1975 (S50)	2005 (H17)	2035 (H47)	S	1	0	★1
(3)	園舎3増築部分	1998 (H10)	2028 (H40)	2058 (H70)	S	1	0	★1
22	石神幼稚園							
(1)	園舎2	1973 (S48)	2003 (H15)	2033 (H45)	S	1	0	★1
(2)	園舎3	1979 (S54)	2009 (H21)	2039 (H51)	S	1	0	★1
23	須和間幼稚園							
(1)	園舎1	1974 (S49)	2004 (H16)	2034 (H46)	S	1	0	★1
(2)	園舎2	1978 (S53)	2008 (H20)	2038 (H50)	S	1	0	★1
(3)	園舎3	1979 (S54)	2009 (H21)	2039 (H51)	S	1	0	★1
(4)	園舎1増築部分	2002 (H14)	2032 (H44)	2062 (H74)	S	1	0	★1
(5)	園舎4増築部分	2004 (H16)	2034 (H46)	2064 (H76)	RC	1	0	★1
24	村松幼稚園							
(1)	園舎	1988 (S63)	2018 (H30)	2048 (H60)	RC	2	0	
25	舟石川保育所							
(1)	園舎	1974 (S49)	2004 (H16)	2034 (H46)	S	1	0	★1
(2)	園舎増築部分(物入)	2007 (H19)	2037 (H49)	2067 (H79)	W	1	0	★1
26	百塚保育所							
(1)	園舎	1997 (H9)	2027 (H39)	2057 (H69)	W	1	0	
(2)	新園舎	2013 (H25)	2043 (H55)	2073 (H85)	W	1	0	
27	とうかみ村松宿こども園							
(1)	園舎	2014 (H26)	2044 (H56)	2074 (H86)	RC	2	0	
28	石神学童クラブ							
(1)	本館	2003 (H15)	2033 (H45)	2063 (H75)	S	1	0	
29	舟石川学童クラブ							
(1)	本館	2003 (H15)	2033 (H45)	2063 (H75)	S	1	0	
30	村松学童クラブ							
(1)	本館	2004 (H16)	2034 (H46)	2064 (H76)	S	1	0	

番号	名称	建築年度	建築後30年	建築後60年	構造	階数(地上)	階数(地下)	備考
31	中丸学童クラブ							
(1)	本館	2005 (H17)	2035 (H47)	2065 (H77)	S	1	0	
32	白方学童クラブ							
(1)	本館	2009 (H21)	2039 (H51)	2069 (H81)	S	1	0	
33	照沼学童クラブ							
(1)	本館	2012 (H24)	2042 (H54)	2072 (H84)	S	1	0	

⑤ 医療施設

番号	名称	建築年度	建築後30年	建築後60年	構造	階数(地上)	階数(地下)	備考
34	村立東海病院							
(1)	病院棟	2005 (H17)	2035 (H47)	2065 (H77)	RC +SRC	3	0	
(2)	廃棄物棟	2005 (H17)	2035 (H47)	2065 (H77)	S	1	0	

⑥ 保健・福祉施設

番号	名称	建築年度	建築後30年	建築後60年	構造	階数(地上)	階数(地下)	備考
35	総合支援センター「なごみ」							
(1)	本館	1978 (S53)	2008 (H20)	2038 (H50)	RC	2	0	
(2)	本館増築部分(1)	1981 (S56)	2011 (H23)	2041 (H53)	RC	2	0	
(3)	本館増築部分(2)	1992 (H4)	2022 (H34)	2052 (H64)	RC	2	0	
36	東海村総合福祉センター「絆」							
(1)	本館	2003 (H15)	2033 (H45)	2063 (H75)	RC+S +SRC	2	0	
37	村民活動センター							
(1)	本館	2013 (H25)	2043 (H55)	2073 (H85)	S	1	0	

⑦ 行政系施設, 産業系施設

番号	名称	建築年度	建築後30年	建築後60年	構造	階数(地上)	階数(地下)	備考
38	東海村役場							
(1)	行政棟・議会棟	1996 (H8)	2026 (H38)	2056 (H68)	SRC	5	1	
(2)	付属棟	1996 (H8)	2026 (H38)	2056 (H68)	S	1	0	

番号	名称	建築 年度	建築後 30年	建築後 60年	構造	階数 (地上)	階数 (地下)	備考
(3)	増築棟	2000 (H12)	2030 (H42)	2060 (H72)	S	2	0	
(4)	別館	2015 (H27)	2045 (H57)	2075 (H87)	S	1	0	
39	旧東海村役場 (旧合同庁舎)							
(1)	2号館	1980 (S55)	2010 (H22)	2040 (H52)	S	2	0	
(2)	3号館	1983 (S58)	2013 (H25)	2043 (H55)	S	1	0	
(3)	4号館	1990 (H2)	2020 (H32)	2050 (H62)	S	2	0	
40	東海村産業・情報プラザ							
(1)	本館	2002 (H14)	2032 (H44)	2062 (H74)	RC+S	3	0	
41	東海消防署							
(1)	消防署	2001 (H13)	2031 (H43)	2061 (H73)	RC+S	2	0	
(2)	車庫	2001 (H13)	2031 (H43)	2061 (H73)	S	1	0	

⑧ 供給処理施設

番号	名称	建築 年度	建築後 30年	建築後 60年	構造	階数 (地上)	階数 (地下)	備考
42	東海村清掃センター							
(1)	ごみ処理施設	1991 (H3)	2021 (H33)	2051 (H63)	RC+S	4	1	★2
(2)	車庫	1991 (H3)	2021 (H33)	2051 (H63)	S	1	0	★2
43	東海村衛生センター							
(1)	管理棟・処理棟	1991 (H3)	2021 (H33)	2051 (H63)	RC	2	1	★2
44	東海村最終処分場							
(1)	処理棟	1996 (H8)	2026 (H38)	2056 (H68)	S	1	0	
45	リサイクルプラザ							
(1)	本館	1977 (S52)	2007 (H19)	2037 (H49)	S	1	0	★1

⑨ 上水道施設

番号	名称	建築 年度	建築後 30年	建築後 60年	構造	階数 (地上)	階数 (地下)	備考
46	外宿浄水場							
(1)	管理棟	1975 (S50)	2005 (H17)	2035 (H47)	RC	2	0	★2

番号	名称	建築 年度	建築後 30年	建築後 60年	構造	階数 (地上)	階数 (地下)	備考
47	須和町配水場							
(1)	管理棟	1993 (H5)	2023 (H35)	2053 (H65)	RC	1	1	★2

※1 この表にある公共建築物は、平成28年4月1日現在のものであり、東海村公共施設等白書・資料編（平成27年11月）を根拠としています。各施設の詳細なデータは、東海村公共施設等白書を参照してください。

※2 既に解体が決定している建築物、小規模な建築物（作業場、車庫、倉庫、トイレ、排水設備等）、自治会や土地改良区等が管理している建築物は除外しています。

※3 「建築後30年」、「建築後60年」は、建築からの経過を示しているものであり、大規模改修や更新の実施年を示すものではありません。

※4 「構造」は、各建築物の構造を示しており、RCは鉄筋コンクリート造、SRC造は鉄骨鉄筋コンクリート造、S造は鉄骨造、W造は木造を示しています。

※5 備考欄の記載については、次のとおりです。

★1 機能的耐用年限に達した公共建築物で再編を検討するもの

★2 機械設備等の老朽化に対応して更新時期を決定する必要がある建築物

東海村公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月

東海村総務部総務課

〒319-1192 茨城県那珂郡東海村東海三丁目 7 番 1 号

TEL:029-282-1711(代表)

<http://www.vill.tokai.ibaraki.jp/>